
日仏カップルの 国際結婚について

いくつかの社会文化的・法的側面



オレス・ジャポンはすべての日仏家族に、とりわけその子供たちに本書を捧げます。

日仏カップルの 国際結婚について

いくつかの社会文化的・法的側面

在日フランス人とその家族のための
地域互助・連帯団体
行動する連帯組織
オレス・ジャポン発行
2015年3月11日設立

連絡先
info@olesjapon.org
olesjapon.org

Facebookページ
[olesjapon2015](https://www.facebook.com/olesjapon2015)



目次



| | |
|-----------------------------|-----|
| 免責事項 | 7 |
| ① 前書き | |
| 駐日フランス大使 | 9 |
| フィリップ・セトン | |
| ② 序文と謝辞 | |
| オレス・ジャポン | 13 |
| 会長 イヴ・アルマニ | |
| ③ フランスと日本のカップル | 19 |
| ジャン=ミシェル・ビュテル | |
| 日本民族学専門 | |
| 国立東洋言語文明研究所(INALCO) | |
| フランス東アジア研究所(IFRAE) | |
| ④ 前書き | |
| フランス人と日本人の結婚とその法的側面 | 47 |
| 1. 國際結婚をする | 50 |
| 2. 日本で子を持つ | 57 |
| 3. 結婚生活における困難へ対処する | 61 |
| 4. 日本で離婚をする | 75 |
| ⑤ 付録 | 93 |
| 付録1 届出用紙等 | 94 |
| 付録2 日仏法律用語集 | 100 |

免責事項



この冊子に含まれるすべての情報は、日仏カップルの国際結婚という特殊な環境に関して生じる可能性のある社会学的および法的な疑問について、中立的な見解を提供することを目的としています。この調査はオレス・ジャポンの監修のもとに実施されました。すべてはボランティアでご協力いただいた方々の努力の結晶です。

この冊子に含まれる情報は純粹に私的なものであり、法的価値は保証されません。この冊子は個々の状況について法的側面をより深く検討したい方にとって、法律専門家によるアドバイスの代わりとなるものではありません。発行者であるオレス・ジャポンはフランス人の一般的な利益に奉仕する地域の相互扶助・連帯組織として活動している団体であり、この出版物に含まれる情報および意見に基づいて生じたいかなる損害に対しても責任を負いません。



1

前書き

駐日フランス大使
フィリップ・セトン

前書き

皆様へ

相互扶助・連帯団体であるオレス・ジャポンは、日本における結婚と夫婦関係の専門家である人類学者のジャン＝ミシェル・ビュテル教授の指導の下、数ヶ月前に日仏家族を対象とした大規模な社会学的調査を行いました。この調査には多くの方が参加され、このテーマへの関心の高さがうかがえました。愛と分かれ合いについて話す時にはこのテーマは幸せなものですが、カップルの別れにおいては感情の変化が時に痛ましい状況を引き起こすことがあります、その際には繊細な問題にもなり得るのです。



この調査によって生まれた「フランス人と日本人の結婚」この問題に深く関わっている在日フランス大使館は、外についての洞察は、2つのパートで構成されています。交的な面だけでなく関係者に対する現場での支援も行まず、「社会文化的」側面に関する日仏国際結婚についており、在外フランス人団体を支援するSTAFF(海外での説明があります。収集された証言に基づいて、個々フランス人団体支援)の助成金をフランス外務省からの事例の独自性を超えた、多様性に由来するカップル受けているこの取り組みを全面的に支持しております。共通の特徴を把握することができるでしょう。言語の問題、各パートナーや家族が担う役割や子育ての選択に関する文化的な違いなどが挙げられます。

これらの違いが夫婦生活の障害そのものになるわけではなく、むしろお互いを豊かにし相互に成長する源となることが多いことをまずは覚えておきましょう。一方、その性質を知ることは有益なことです。次に法的パートがあり、ここでは日本における結婚の法的枠組みについて詳しく説明がなされています。家族の権利に関する日本法とフランス法の違いや、それらの根本にある論理性の違いが原因でお互いのことが理解できなくなることがありますため、その特殊性について知っておくことが重要です。

この研究報告が、これからも増え続ける未来の国際カップルの人生と共同生活の成功に貢献できるよう願っています。

駐日フランス大使
フィリップ・セトン



2

序文と謝辞

オレス・ジャポン
会長 イヴ・アルマニ



Photos : Mariage au restaurant Pachon



序文と謝辞

オレス・ジャポンは日本のフランス人コミュニティにおける社会問題の中心にあります。2015年の設立以来、日仏カップルの関係における調停者として非常に頻繁に要請を受けています。

このような複雑なケースに直面して、私たちは日仏カップルに共通する、彼らの困難の原因となる紛争の要因をよりよく理解するための研究を行うことを決意しました。在外フランス人選挙区日本選出代議員各位、フランス大使館、領事館のご支援のおかげで、オレス・ジャポンはこの研究を実施するにあたってフランス外務省によるSTAFE（海外フランス人団体支援）の助成金を受けることができました。

第1部は社会学的パートで、日本またはフランスに居住する日仏カップルを対象に行われた調査に基づいています。情報の収集、分析、および結論は、日本民族学者であり、フランス国立東洋言語文化大学の教授であり、東アジア研究所の研究員であるジャン=ミシェル・ピュテル氏によって完全に独立して行われました。この部分の調整はミシェル・ラショセ氏が担当しました。

最後に、子供の誘拐や一方の親による連れ去りといった繊細な問題については、実際の体験に基づいたものこそが有用であると考えました。そのため、私たちは「私たちの子供たちを救おう(Sauvons nos Enfants Japon)」という団体の会長であるポール・ジヨルジュ・トゥジャ氏に協力を依頼し、「現場」での経験を共有するよう努めていただきました。

第2部は、2018年4月、5月、6月に東京で開催された、世界のフランス市民東京支部と東京弁護士会の共催による「日本における結婚と家族法」に関する3回にわたる講演会をまとめたものです。講演では雨宮奈穂子弁護士と大畑敦子弁護士が、日本における結婚、子供の誕生、及び困窮時や離婚時に必要な手続きなど、法的側面をフランス語で説明しました。

この3つの講演の書き起こしは、エリック・アラン氏、フィロメーヌ・ロシュ氏等が担当し、金塚彩乃弁護士(東京・パリ弁護士会)、雨宮奈穂子弁護士と大畑敦子弁護士(東京弁護士会)による校正が行われました。全体の編集・校正はフランソワ・ルーセル氏によるものです。

また、プロジェクトの会計と財務管理はエリク・ロラン氏が担当しました。作家でイラストレーターであるジュリ・ブランシャン・フジタ氏と、その夫で写真家である藤田一世氏にも貢献いただきました。

オレス・ジャポンの代表として、日仏家族会の貴重な支援に、そしてこの冊子の制作に貢献してくださいましたすべてのボランティアに対して、さらには第1部の基礎となつた社会学的調査に回答してくださいました575人の方々に心から感謝申し上げます。

この冊子がお互いの理解をより深める機会を提供できることを当会は願っております。しかしながらその内容が全ての日仏家族の現実を反映しているとは言い切れません。それぞれの夫婦には個別の事情や秘密があります。この本の中で紹介された一般的な状況に完全に当てはまらない人々は、幸運にも自分たちで調和のための解決策を見つけたのだと言えますし、そ

でなくとも「東は東、西は西、しかして両者は永遠に相まみえることなかるべし」という諺が嘘であることを証明するだけの合意を得られたのだと言えるでしょう。

オレス・ジャポン会長
イヴ・アルマニ



© オレス・ジャポン 2023 / 本書の内容は2023年7月現在のものです



③

フランスと日本の カップル

病める時も健やかなる時も?
対立、些細な悩み

ジャン=ミシェル-ビュテル

日本民族学専門

国立東洋言語文明研究所(INALCO)

フランス東アジア研究所(IFRAE)



アンケート調査

この調査は、日仏国際結婚カップルの複雑な家族状況を危惧し、対処の必要性を感じていたオレス・ジャポン(OLES Japan地域密着型互助・連帯団体)の要請により行われたものであり、その主要な結果を示している。本調査の目的は日仏カップルが主に遭遇しうる障害を特定することである。調査にあたってまず、世代の異なる国際結婚カップルに10回ほどのロングインタビュー(数時間にわたるもの)を行った。このインタビューにより、個々のヒストリーという枠を超えて頻発する諸問題が明らかになった。さらに猿ヶ沢かなえ氏(社会学者、エックス・マルセイユ大学准教授)の協力の下、二か国語のアンケートを作成し、数多くのインフォーマントを対象に、論題に沿った質問をすることができた。



カップルにはそれぞれ独自の物語がある。個人は「フランス人」や「日本人」であるという以前にまずひとりの発言のなかには他の発言と呼応するものもあり、顕著一、期待、能力、実現不可能な課題がある。あらゆる誤解や困難を異文化にかこつけるのは確かに少し浅はかだった点よりも対立点に明らかに多く見られる。我々は、であるし、あまり生産的でもない。そもそもすべての日仏カップルが同じ問題に悩んでいるわけではない。インフォーマントの62%が自分たちの関係に満足していることを願ってやまない。

と答えており、これはフランスの非混合婚カップルの測定値とさほど変わらない。また、日仏カップルは多寡の

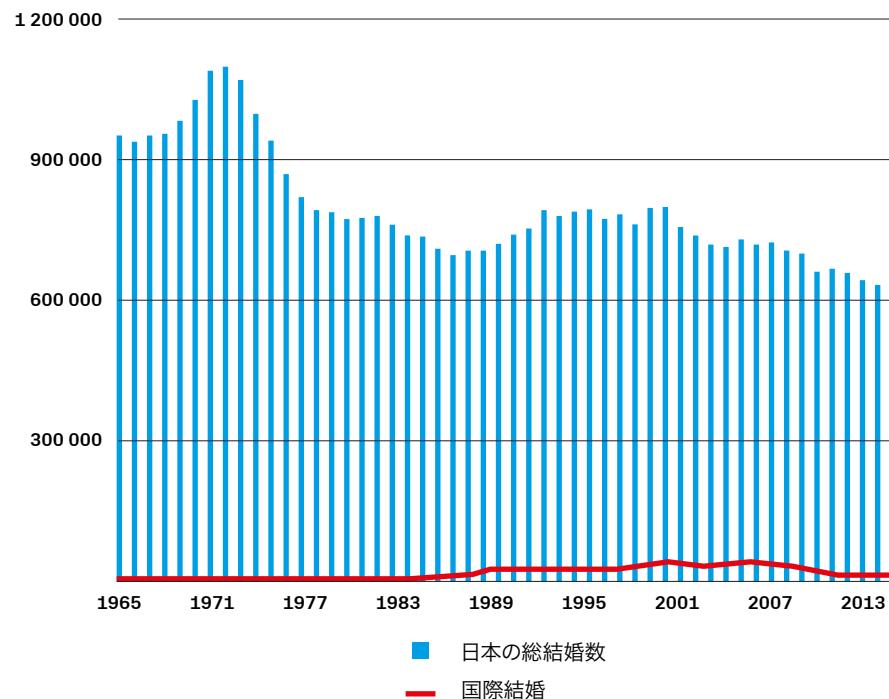
日本における混合婚(国際結婚)

無視できない実態

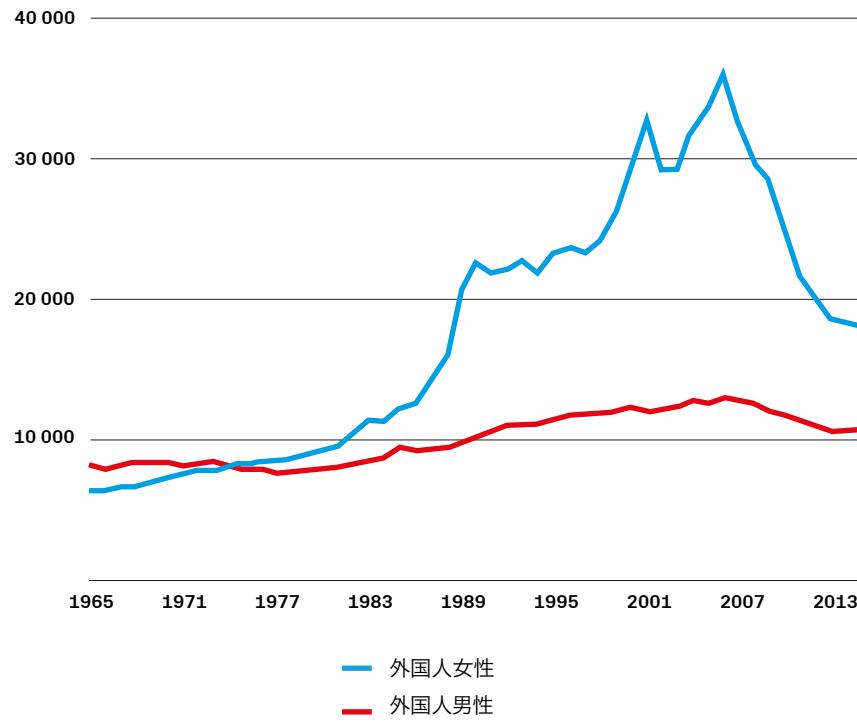
日本で毎年登録される、配偶者のどちらかが外国人である場合の婚姻(国際結婚)の数は、現代においては日本社会の国際化とともに着実に増加している。しかし、(日本の婚姻件数に占める国際結婚の割合は約6%であった)2006年にピークを迎えた後、おそらくサブプライム問題や日本経済の低迷を受けて警戒感が強まったためか、その数は減少している(日本であれ他の国であれ国際結婚は政治・経済情勢と密接な関係がある)。1990年には既にみられた傾向であるが、今日、日本の婚姻届のうち3~4%が混合婚であり、つまり年間2万組強の国際結婚カップルが誕生しており、決して無視できない存在となっている。

最も国際結婚を行っているのは日本人男性

フランスで経験する状況からは想像しがたいが、最も国際結婚を行っているのは日本人男性である。2016年、日本人男性が非日本人女性と正式に結婚した数は14,851人で、日本人女性が非日本人男性と結婚した数(6,329人)の倍であった。主なパートナー出身国はまず近隣諸国:韓国、中国、フィリピンである。そして、ブラジル、ペルーといった、20世紀初頭に非常に多くの日本人を受け入れた国からである。これらの大物たちに比べると、日仏の結婚はどちらかというとニッポン問題のように見える(フランスは配偶者を提供している国として40位である)。



日本における国際結婚の動向(参照:厚生労働省)



受容されつつありながらも、差別は健在

インフォーマント

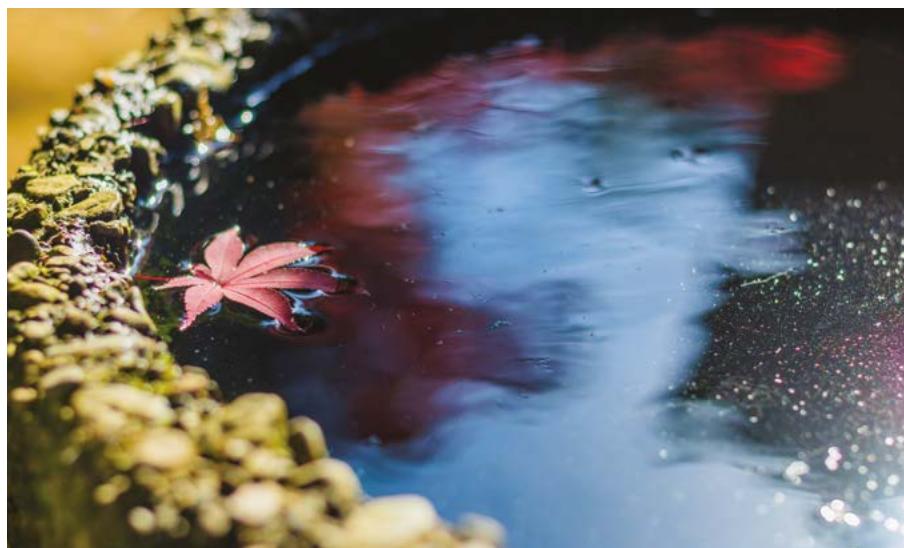
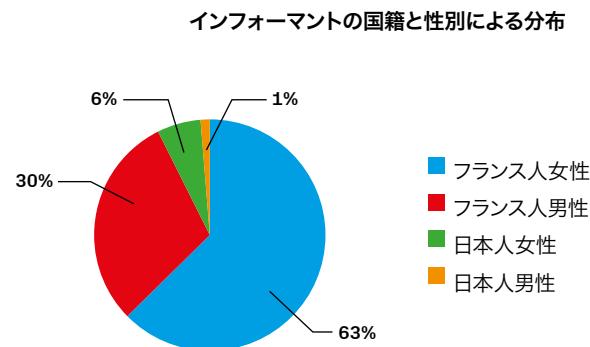
混合婚の増加は、日本の家庭で外国人配偶者がより受け入れられるようになったこと、また社会全体もより肯定的にこのような結婚を捉えるようになったことが背景にある。しかしながら日本でもフランスと同様に、義理の両親との関係は必ずしも容易ではなく、相互の適応が必要となる。相手の言語を話すことはより家族の輪、そして社会に溶け込みやすくなるのに重要な要素ではあるが、国際結婚カップルは、それぞれの家族、仕事環境、行政機関、時には街角で差別的な対応を受けることも想定しなければならない。

国際結婚への不安を煽る要因のひとつには離婚率がある。日本厚生労働省発表の数字によると、国際結婚カップルの離婚数は日本人カップルの倍にもなる。2016年には、国際結婚したカップルの62%が別居したのに対し、日本人同士では34%であった。しかしこの事実は、より具体的には、他のアジア諸国の人々との結婚に関してのものである。欧米人と日本人との結婚は、日本人同士の結婚に比べて離婚率が高いということはない。時には更に低くなることもある(例えば、日本人男性とアメリカ人女性の結婚においては24%である)。

- 575人がオンラインアンケートに参加した(92%がフランス人または欧米人、8%が日本人)。そのうち64%が男性、36%が女性で、主にヘテロセクシュアルである。しかしながら回答の中には、同性愛者、ゲイ、レズビアンのカップルに特徴的な要素をまとめることができるものもあった。
- 上述のように、欧米人と在外日本人の結婚の特徴である、フランス人男性と日本人女性のカップルが62%と大半である。
- 81%は現在日本に在住している。しかし、カップルの多くは、二国間、あるいは複数の国との間を行き来している。
- 夫の82%が高学歴(BAC+4または5、日本の修士課程にあたる)で、妻自身も高学歴(BAC+4)であるが、一般的には(夫よりも)やや低い(このように男性が学歴面でやや優位に立つことは、非混合婚カップルにも見られる)。多くの場合男性の収入は高く、女性の収入はどちらかと言えば低い(後述の「仕事」参照)。そのため、今回の調査では、主に管理職、専門職、自営業者、教師を対象としているが、例外もある。
- 87.5%が正式に結婚しており、71%が現在も婚姻関係にある。結婚して1年未満の若いカップルから、結婚歴54年になる「ベテラン」まで、様々なカップルの証言を収集したが、平均では14年となる。
- 65%のインフォーマントが配偶者と最初に出会ったのは日本だが、それらの多くは国際的な文脈の中でのものである(37%は英語が共通語である)。

フランスと日本の混合婚:一般的な認識

ここに集約された特徴は、必ずしも全ての日仏カップルのものとは言えない。インフォーマントは高収入の大卒者に偏っていると推測できる。所得水準は、特定の障害の発生に大きな影響を与える。とはいえこれらの特徴は、妻が日本人である夫婦に顕著に見られる傾向と一致している。



© オレス・ジャポン 2023 / 本書の内容は2023年7月現在のものです

肯定的な意見が多いが、国籍による

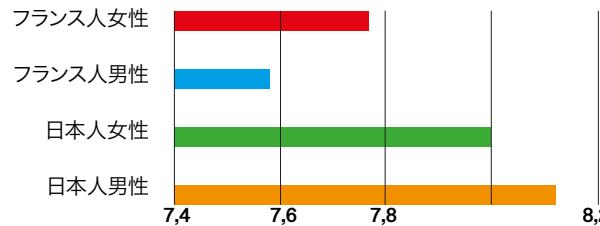
結婚生活において非常に困難な経験をしたと証言し、国際結婚カップルが経験する文化の違い(価値観、慣習、伝統などの違い)は、何よりもまず自分自身や子どもたちにとって、「視野を広くし、自分と他人をより深く理解する」ための幸運な機会であると考えられている。フランス人は男女とも独創性や異国情緒を重視し、文化の違いを「倦怠への救済策」と捉えている。かれらは「世界が広がること」そのものについて積極的に語っている。興味深いことに、日本人はむしろ「個人としての視野を解放する」ことについて語る傾向が見られる。外国人の配偶者との関係は、日本社会では当然であると捉えられていることを再考し、自国の価値観を疑い、異なる生き方を見つける機会として考えられている。

しかしこれを軽く見てはいけない。まさにこの文化の違いこそが、カップルが遭遇する最大の障害の要因として引き合いに出されるのである。経験豊富なカップルの誰もが、相互不理解の深淵を過小評価していたと話している。インフォーマントの大半が、それは時間とともに露わになり、対話を重ねること、調整すること、譲歩すること、さらには自分の主義主張を捨て配偶者から距離を置くことが必要であると証言している。その成功がどんな形であれ、現実のカップルは当初想定していたカップル像とは全く違うものなのである。

文化の違いは評価されつつも議論の種

© オレス・ジャポン 2023 / 本書の内容は2023年7月現在のものです

国際結婚カップル関係における満足度（10段階）



議論されるもの、言語化されないもの

結果として、文化的な違いは軋轢ある状態において助長される。つまり問題となっている価値観や慣習と、フランス人の男女は、日本人の配偶者との非言語的なコミュニケーションの重要性を徐々に発見し、すべてを言葉で説明することは不可能であること、さらには配偶者が言葉で説明することを拒否すると主張している。日本人配偶者にとって、直接言葉にされないことへの理解は思いやりや共感の表れであり、関係の強さを示すものと考えられている、ということである。日本本人配偶者にとっては、使用言語にかかわらず、言葉で説明しなければならないことはたちまち鬱陶しく感じられる。フランス人男性は逆に、言葉では何も通じない閉塞した状況について言及している。他方、日本の女性は配偶者から話し合いを求められることが多く努力を要し、実のところストレスの原因になっていると説明している。それを「自らのアイデンティティへの批判的な問い」と感じ、対話を拒否する者もいる。

日本人の女性配偶者に最も頻繁に使用されていた言葉は、「思いやり」（相手の気持ちを感じ取る力）である。夫が会話を介さず自分を理解してくれることを期待し、それができない配偶者に対し溜息を漏らしている。

孤独な経験

最後に、夫婦がそれぞれの能力に応じて、文化的な違いを重荷と捉えるのではなく喜びと感じるよう努力する覚悟ができていても、「火に油を注ぐ」傾向がある他の人間によって対立が生じることがわかった。それは何よりもまず、自分の価値観や習慣について折り合いをつける覚悟ができるわけではない義理の家族（後述するが、決まって義理の母親）である。

日本人配偶者はより具体的な証言をしている。かれら

は、日本の社会にはこのような国際カップルの状況を把握し調整するのに役立つものが何もないことを嘆いている。相談役や専門家（心理学者や弁護士）、あるいは、事務的なことに関する指導にすらありつけない。多くの場合、国際的な対立は配偶者にとって前例のない全く新しいものであり、二人だけで、見よう見まねで進まなければならない。



子どもたち

バイリンガルへの期待…そして現実を受け入れる

女性にとって重荷となる要求

ほとんどの夫婦は、自分たちの子どもに満足し誇りに思っている。しかしこの点が夫婦関係を複雑にしていることは無視できない。混合婚の満足度は子どものいない夫婦でより高くなっているのである。

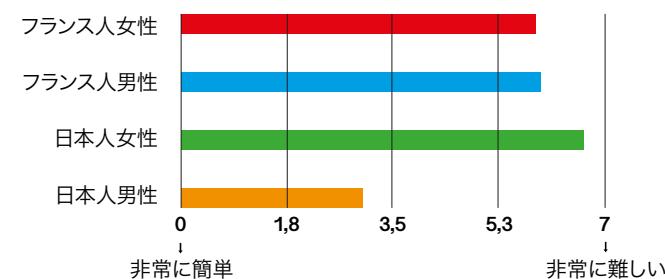
二言語での教育は、インフォーマントの大多数にとって優先事項である。バイリンガルであることは、子どもたちが仕事で成功するリソースではあるが、特にフランス人の配偶者にとってはデリケートで困難なものであり、経済的にも心理的にも非常にコストがかかるものであると考えられている。多くの親はその目標値を下げる必要性を次第に受け入れていく。かれらは、最も重要なのは子どもが自ら住む国で快適に過ごせることだと認めている。したがって、一方の言語が他方の言語よりも優勢であること、さらには一方のアイデンティティが他方のアイデンティティよりも優勢であることは受け入れられているが、当事者の間で誤解を生む原因となり、結果、自らの言語や文化が優先されていらない側の配偶者を苦しめることになる。受容、苦痛、孤独感は多くの場合、子どもたちが育っていくにつれ、またかれらがモノリンガルの環境(仕事や結婚生活)に腰を据えるようになるにつれ増大する。一方の配偶者が「除け者にされている」と感じる場合は珍しくないのである。

インフォーマントの大多数(65%)は、子育ては共同責任であると考えているが、女性(フランス人、日本人とも)は、この責任が真に共有されていると必ずしも思っているわけではない。特に夫が日本人であるカップルにその傾向が強い。このような構成において、フランス人女性は子どもの世話を任されやすく、彼女たちは配偶者の意識が低いと感じている。日本人男性は、仕事が分担されているとより強く感じており、さらにそれがいかに困難であるかを語っている。彼らは、自分が自然に抱く父親としての役割に対して尽力はしているのであろうが、ジェンダー化した視点に偏倒しない妻たちにとってはその努力はまだ不十分だと捉えられている。その一方で、フランス人男性のなかには子育てに参加できないことを遺憾に思っている者もいる。中には配偶者が自分に少しあなた子育てに携わる機会を与えてくれないと嘆く者もいる。こういった背景の中、日本人女性は子どもたちから得られたものにより満足している(70%)のに対し、フランス人配偶者は落胆している(満足度は男性56%、女性46%)。

夫婦の意思表示は常に極めて平等主義的である一方 違いに対し不寛容な社会で生じる困難

で、夫婦間での役割分担に対する視点の違いは容易に察することができる。女性が子育てに責任を持つという価値観は、フランスでも日本と同様の現実があるが、日本ではさらに深く根付いている。最も深刻な対立は、よりよく役割分担をしたいという願望から生じるものであり、フランス人配偶者にとっては非常に厳しい要求となることもある。夫が介入しすぎると、日本人女性は母親としての存在意義を奪われたと感じ、あるいは逆に子どもにフランス語でも教育することを要求されると、それに対し閉塞感を感じてしまう。フランス人の義理の両親からの直接的・間接的な批判の重さや、求められているものに応えられないという気持ちを口にする者は多い。最終的には耳を貸さないことを選択する者もいる。同時にフランス人男性は、日本人女性が「優位に立ち」、「夫の要望を突っぱね」、「フランス語とフランスの家族から切り離す」と語っている。このような場合も、男性の要求(実際の要求と、女性がそう感じているもの)と母親への責任転嫁が深刻な結果を招いているように見える。

バイリンガル教育の難しさ





「外国人」の親と一緒にいるところを見られるのを拒否するようになつたりするのだ。多くの場合その解決策は、インターナショナルスクール(リセ・フランコフォンなど...)に入学することである。だが、この費用は家計にとって非常に重い負担となる。バイリンガル教育に消極的であったり、経済的な問題に不安を感じたりしている配偶者は、パートナーから自らが関与していないことを強く非難される。また、インターナショナルスクールから遠く離れた場所に住む夫婦は、両文化の中で生活しながら子どもを教育することができず

母国から見捨てられたような無力感に苛まれている。ここでもまた国際結婚カップルは、公式な情報がない中で、自分たちの力でなんとかして解決していかなければならぬと感じているのである。

仕事

仕事は両国ともにストレスの原因として認識されている。仕事と家庭を両立させることの難しさは、国際的な家族の問題にとどまらない現実のひとつである。夫婦が同時に二つのキャリアを両立させることができない複雑であることは周知の事実だ。国際結婚の場合、このような問題はさらに深刻であり、一方の仕事の都合での異動に、もう一方が仕事を犠牲にして付いていかなければならないことが多い。自分の母国に住んでいない配偶者にとって状況は特に不利になる。キャリアを積めなかつたことへの失望、自らの献身に気づかずに対成功した配偶者への憤り、反対に、経済的に依存するようになったパートナーへの苛立ち...インフォーマントの78%が仕事を衝突の原因としている。ここでも、より否定的なのはフランス人で、かれらは日本人の配偶者にとって仕事は夫婦や家族よりも優先されているという印象を強く抱いているようだ。つまり、「仕事のための生活と生活のための仕事」という相反する二つの考え方がある。仕事への観点が文化の違いや夫婦間の対立を悪化させるテーマであるということは明らかである。

働く女性の困難な道のり

働く配偶者のワーク・ライフバランスに対する熱意の不足は、インフォーマントからの報告に頻繁に見られる。特にフランス人女性にその傾向が顕著に見られた。彼女らは、父親のもつ「役割分担」という、より保守的な考え方と、父親が子どもの幼少期に仕事を口実にして不在となることを指摘している。これが二人目の子どもを持たない理由になる者もいる。夫婦が日本在住であるとこの状況はさらに複雑化する。「『会社』と『夫』が一緒になって、女性を『型』にはめようとしている感があります。」と、働く女性たちは、夫や義理の家族から仕事をしていることを非難されると証言する。会社の論理や、インフラや公的支援の脆弱さに押され、当初はキャリアを継続することを望んでいたにもかかわらず退職する女性も少なくない。これを後押しするように、日本人の夫のコメントには「外国人の女性が日本で働くのは難しい」と悲壮感を漂わせ、妻が働き続けることを望んでいないというようなものもいくつかある。

休暇

働く女性がしばしば日常生活の中で二重の労働を課されていることは周知の事実だ。女性の国籍を問わず、日本ではさらに厳しい状況のようだ。フランス人夫の多くが、日本人妻の多大なストレス、その結果彼女たちから飛んでくる絶え間ない非難、働く妻が心理的サポートを必要とするほどバーンアウトしてしまう状況について証言している。

稼ぎ手として理想的な夫像

一方でフランス人男性は、妻が自分の収入の少なさ(12%)や仕事に専念する姿勢の不足を頻繁に非難してくると指摘する。同様に、日本人の妻はキャリアパスの変更、転職、解雇において非常に困難な状況を経験している。長年の間、雇用が比較的安定していた日本では、キャリアパスにおける不測の事態は、職業意識や道徳的な意識において欠陥があると見なされ、不信感を与える。

フランス人の夫の中には、徐々に妻の「唯物論的な性格」を見出し驚愕したことを補足する者もいる。まさに稼ぎ手としての役割に陥れられたと感じているのだ。それを受け入れ、働くことに対する不満を回避しようとする者もいれば、それに対して反感を抱く者もある。また彼らのなかには、経済的な理由だけでなく、自立の手段として妻が働くことを望んでいる者も一定数(17%)いる。日本人の妻はこのような夫の要求、またその要求によってストレスを感じていることを証言している。つまり妻の仕事に関する議論は誤解の要因になるといえよう。日本では長年の間、日本企業における仕事の組織化も手伝って、出産は女性のキャリアと両立不可能であるとする傾向があった。そしてこの傾向は保守的なセクターではまだに存在している。結果、夫と深く議論することなく自らのキャリアに終止符を打つという女性もあり、それが相手を動搖させ、諍いにも発展することとなる。



フランスと日本における一般的な休暇の位置付けの違いが、休暇に対する考え方にも顕著に影響を及ぼすというは驚くべきことではない。これらは夫婦間の諍いの要因の半分を占め、特に日本人配偶者の心配の種となっている(じつに女性は58%、男性は75%なのだ!)。日本人女性の20%が、休暇は厄介なもの、あるいは不安(これは他のカテゴリではほとんど使用されない用語である)の要素としている。逆にフランス人の三分の一は配偶者に十分な休暇が無いことを嘆いているが、日本社会において連続して休暇を取ることが困難であるという背景は理解している。

家族の時間/休息の時間

回答者の三分の二が、休日と家族は一対のものだとしているが、日本人男性においてこのように考える者はわずか25%である。「休日といえば何を思い浮かべますか?」という質問に対して、家族はフランス人が第一に挙げる回答ですらある。仕事にかなり専念している結果だろうか、日本人は「休息」(日本人男性と女性の四分の三)、何もしない(ノンビリ)、回復する(リフレッシュ)などを直ぐに思い浮かべる。しかし日本人男性は、休暇は家族と一緒にいる期間として維持されるべきだという考えには同意しており、実際の欲求というよりも「家族に対する義務」(家族サービス)として捉えている。彼らは妻の要求を聞き、それに応えようとはしているが、自らにとってあまり慣れていない役割を果たすのは難しいと告白している。

日本の妻にとって、休暇は「日課を壊す」時間でなけ

ればならず、「日常の家事から切り離され」なければならない。そのため彼女らには「すぐに行ける」滞在先を期待し、高級保養地を好む傾向があるが、フランス人配偶者にとってはあまり馴染めない習慣である。確かに、休暇に対する考えは人それぞれであり、数週間も休暇が取れる場合と、数日間である場合によっても違う。この違いは場所に対する要求や場所・休暇の過ごし方の選択からも見てとれ、激しい対立を呼ぶこともある。

次第に強まる仲違い

実際的な話をすると、夫婦は休暇を主に配偶者と過ごし、子どもがいる場合は子どもと過ごす。フランス人の配偶者も「家族をつなげる」期間を楽しみたいと考えているが、夫の家族や友人と必ず会わなければならないことに耐えられない日本人妻にとってはこの期間は特に微妙なものとなる。非常に辛辣な言葉も聞こえる。退屈だ、息苦しい、迷惑な義理の家族…といった言葉が証言に出てくる。彼女たちはフランス人の生活リズムや、自分が満足に習得していない言語で会話をしなければならないことに馴染めないと言う。多くは、自分の家族だけ、つまり夫と子どもたちだけでいたいと認めている。フランスの男性もまたそれを認めている。その多くが、休暇が多すぎるフランスの教育システムやフランス人はいつも何もしないと批判する妻について、長期の休暇を前に妻が抱える「不安」や「パニック」などについて報告している。

義理の家族

このような障害のため、期間を限定して帰省をし、また別に自分の家族水入らずの期間を設けるという夫婦もいる。それがフランス側の義理の家族からの誤解や批判につながることもあるが、夫婦間の調和を保つには必要となるのである。フランス人配偶者が四面楚歌の状態になることもある。多くの場合、そのような状態を回避するために代償となるのは、義理の家族との関係性である。しかし極端な解決策が講じられることも珍しく無い。フランス人配偶者（フランス人女性の35%、フランス人男性の14%）がパートナーとは独立して休暇を準備するのだ。最も一般的なものとして、特に子どもたちがまだ幼く、日本社会ではかなり時間を取られる学校行事や部活動などで忙しくなる前の

時期には、自國に住んでいない配偶者が休暇を利用して子どもたちとともに帰省する。これに対し、独りで残る配偶者（より具体的には日本人妻である）はこの状況を悪く捉えることもあり、その決断の動機を理解しておりそれが夫婦間の同意のものであったとしても、自分は我が子を放棄し、家族から裏切られたように感じ、あるいは我が子を誘拐されたように感じてしまう。このような休暇における別離は一般的に日本人配偶者とフランス人の義理の家族との距離感をより隔てる事になる。高齢の夫婦においては、日本人配偶者が義理の家族と何年も会話、あるいは面会すらしていない場合も少なく無い。この状況は耐え難いものであり、双方に苛立ちや非難をもたらし、フランス人配偶者を孤立させことになるのである。



気のかけない関係か、儀礼的な関係か

夫婦になるにあたって義理の家族が選べないとはいって、いつも対立した関係になるわけでもない。日本では外国人配偶者をより暖かく受け入れる傾向にあり、これはフランスでも同様である。しかしこの調査においては、家族との関係に対する観点は国（籍）によって異なる。フランス人は自分の家族と密接な関係を維持しようとするが（日本人女性の20%、日本人男性の37%に対し、フランス人の60%が自らの家族に満足に会えていないとしている）、義理の家族ともまた関係を築こうとしているようだ。かれらはまた、義理の家族との関係、または自らのフランス側の家族と自分のパートナーとの関係について一般的により肯定的な見解を持っている。むしろその肯定的な部分を過大評価する傾向があり、日本人側は逆に緊迫した状況に目を向ける。例えば、フランス人の66%（フランス人配偶者の3分の2、フランス人妻の60%）が義理の家族と友好的な関係を維持していると感じているが、同じように感じているのは日本人配偶者では半分に過ぎない。これを日本の礼節の背後にあるものをフランス人が好意的に誤解していると捉えるべきなのだろうか。我々は人間関係に対する二つの異なる観点が拮抗していると考える。フランス人側は友情や協力を重視するのに対し、日本人側にとっては公の繋がりに基づいた敬意や思いやりが重視される。

一般的に、フランスの配偶者は、自らの配偶者の家族と誠心誠意で理解し合える関係を確立しようとしており、配偶者にも同じものを求めようとする。この良き理解者としての理想は、日本人の配偶者にも理解され受け入れられる。それを良く捉える者もいる。だがそれはやはりかれらにとって異国情緒的なものなのである。

特にフランスの女性は、夫が義理の家族とどのようにして友好的な関係を構築して良いか分からずにはいることを認めている。実際、誠実さや自発性の求められるフランス式の家族の関係は動搖の種となることが多いようだ。日本の配偶者は、家族と関係を持つこと、また、結局どうあるべきかよくわからない関係への不安に対して狼狽している。結局何を言えばいいのか。どのような態度を取るべきなのだろうか。それは重く負担としてのしかかる事もある。多くのフランス人男性はここでもまた、家族との関係の肯定的な部分を過大評価していると言える。その多くが、日本人の妻の家族はとても礼儀正しく受け入れてくれるが、しかし「家族として捉えることは決してできない」と言う感じで熱意がないと嘆いている。逆に慎重になっているのは日本人女性である。11%が「緊迫した」関係について話し、（すべての回答者では平均19%であるのに対し）41%が義理の家族との関係が原因で、衝突が時折または何度も起こると説明している。

同性愛者のカップルでは、男女を問わず日本の家族との関係はより複雑であり、事実を隠しているような状態である。パートナーは外国人の良き友人として紹介される。このような曖昧な状態がせいぜい許容される程度である。日本において同性愛カップルが認識されにくく、かつその法的枠組みが欠如している証拠であり、大多数のカップルにとって義理の家族との関係は文字通り存在しないのである。

耐え難い義母

義理の家族とのこの対立関係において鍵となる存在は、どこの国でもそうだが、紛れもなく義母である。彼女たちは、フランス人の妻にとっては「特に子どもの出産後」にその育児の仕方を確かめようと「侵略していくよう」であり、「お節介」な存在である。フランス人男性は、夫婦間または子どもに関する対立が起った場合、義母が「火に油を注ぐ」と証言している。日本人の妻にとっても、夫の母親との関係は難しい。初めは良い関係を築こうと努力したことや認める者がほとんどであるが、失敗に終わると感じる者が多く、距離を置く、または単純に接触を極力避ける必要性があるを感じていると述べている。この決断は対立が露わになると決定的になる。この場合、多くは修復不可能である。日本人の妻はさらに、夫が自分を義母から守ってくれないことや、結局のところ彼らが情緒的な自立を欠いていることを非難する。

このような妻の態度の変化は、フランス人男性にとって大きな誤解の源となる。これらには繰り返しのパターンが見られる。妻は徐々に家族イベントを避けるようになり、頻繁に義母と対立する。「妻は私の家族が耐えられず、私の家族もそれに気づき、礼儀を守ってはいてもそのような妻の態度に対して仕返しをする時もあります。」フランス人配偶者には、この拒否反応を妻の嫉妬の結果として分析している。義理の家族から離れて自分の家族を構築する戦略として、子どもを見せることすら拒否する妻もいる。分断の最終局面はもちろん夫婦ともに認めざるを得ないほどの苦痛となる。

調査においては、義母と比較すると義父の姿は、余

白に書かれているように、妻側・夫側の家族に関わらず、他の人間の価値観を受け入れられない「人種差別主義者」として見られる場合を除きあまり見られなかった。

永遠の誤解

調査対象のカップルは皆、言語の壁について指摘している。相手の言語に対する知識があることは、必ずしも同じような異国情緒的な関心を持っていない家族と温かい関係を確立するのに役立つ。言語そのものよりも、相手の文化に対してパートナーが開けていること、自らの価値観を主張するよりも学びを求める姿勢が、誠意ある関係を構築する上で決定的となる。しかしながら配偶者たちはしばしば幼稚な扱いをされると感じている。これは特にフランス人男性だが、日本人もまた、義理の家族が真剣に対応してくれないと感じていることを告白している。彼らは(家族に)受け入れられてはいるものの、自らが与える異国文化の違和感ゆえ、一人前の大人としては扱われないものである。

自分自身の家族や配偶者の家族の横柄さ、あるいは人種差別的な面さえ語るカップルも少なくない。この場合、カップルの関係が優先されることが最も多く、親子関係は弱まり、時にはほぼ決定的に断ち切られることさえある。

コミュニケーションの性質にかかわらず、カップルが一方の家族のもとに長時間滞在することを余儀なくされた際における関係の悪化は否めないと指摘するカップルが多い。長期間である夏休みは常に大きな問題となる。家族での休暇を短期間にすることや、別々の長期休暇を設けることが多くの証言のなかで挙げられ

ていた助言である。

義理の家族とのつながりは配偶者の存在に依拠するものがほとんどである。配偶者が亡くなると、それも弱くなる。同様に、この関係は何よりもまず配偶者の両親との間で培われるものであり、兄弟姉妹は外国人配偶者が一家の一員になるよう努力することはあまり見られないので、より複雑である。フランス人女性たちは、義理の両親の死を機に夫の兄弟との関係がなくなったことに対し残念に感じているという証言している。

この理屈は離婚という場合にはさらに痛ましいものとなる。特にフランス人男性は誠意をもって接していたため、同じ関係が続くと思っていたのにもかかわらず、日本側の家族に突如縁を切られたことを嘆いている。フランス人の義理の息子を好意を持って歓迎してくれた日本の両親は、団結し、娘に連帯しているのだ。裏切りのように掌を返されたこの経験は、それ以前の関係にたいしても疑問を投げかける。

経済的事情

カップルはそれぞれ収入管理に関する独自の方法があり、カップルとなる際に徐々に、そして子どもができるとより具体的に発展していく。この件に関しては関係の初期段階において特に問題があるようだ。動搖が生じたり苛立ちを呼んだりすることもある。ここではアンケートで最も頻繁に言及された点をいくつか取り上げるのみとする。

カップルの27%が収入を共同で管理することを選んでいるが、これは共同の銀行口座がない日本ではなくら障害ともなりうる。26%が完全に独立した管理を選んでいるのだ。混成のシステムを用いるカップルも

いる。特に銀行や税務当局とのコミュニケーションの必要性などに理由があることは想像に難くなく、それゆえ口座の管理はカップルが居住する国の配偶者によつて行われることがほとんどである。

カップルの構成に拘らず傾向として見られるのは、典型的な役割分担である。日常の支出を管理するのは女性がほとんどなのである一方、非常に大きな支出に関しては配偶者間で議論される。中長期的な投資は夫が考える。

フランス人男性ではそれほど見られないが、フランス人女性は配偶者の給料の額を知らないとし、すでに紹介したように彼女の仕事がほとんど評価されていない状況のなかで、相手に財政的に依存することがいかに苦痛であるかを告白している。フランス人の夫のなかには、婚姻関係の初期段階において、日本のサラリーマンの家族のように、妻が彼らの給料を管理できるよう給与を渡すように頼み、それが対立になることについて赤裸々に語る者もいる。「妻は自分で管理させなかつたら離婚すると私を脅したんです。」日本の習慣に精通していないければ、このような配偶者の要求は彼らにとっては煩わしく不可解なものである。なおこれは前世紀初頭まで、フランスの田舎でもごく普通の慣習でもあった。このような場合、多くは妥協が成立するが、フランス人・日本人とにかかわらず配偶者の中には自らの家族像を普通だと思う立場に固執する者もいる。夫が最終的に家族の財政を負担する場合、妻が問題に対して目を瞑ることも珍しくない。

フランス人男性はまた、妻の浪費癖を指摘するが、これは日本人男性においては見られない傾向である。一方で日本の妻は、フランス人男性が消費について監視の目を光らせすぎている、つまりケチであることを非難している。

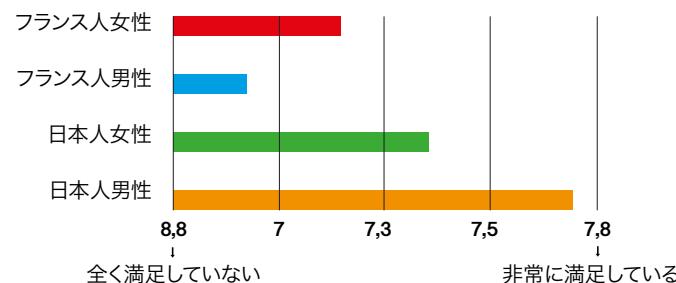
感情表現、セクシュアリティ

このテーマはメディアではよく分析されているが、私生活やカップル間の微妙なバランスに関わるため、現実的にはデリケートな質問となる。その要点は容易に把握できるだろう。フランス人はロマンチストで愛情深く、積極的で、日本人は(一定の)距離感を保ち、控えめな表現をする。インフォーマントの40%が、愛情表現が国際結婚カップルの衝突の原因になるとを考えているようだが、収集した回答によると状況はもう少し複雑に見える。

いずれにしても、カテゴリーによって回答が最も多様になったのがこの分野である。日本人男性は、自分たちの関係を最も肯定的に評価している(7.75/10点)。次に続くのが日本人女性(7.4/10)ではあるが、彼女たちは非常に批判的になるときもある。家族についてはより熱心だったフランス人たちは、この点に関してはより慎重である。特に男性(6.96/10)は、フランス人女性(7.16/10)よりもさらに満足度が低い。

日本人配偶者は、フランス人パートナーとのコミュニケーションがうまくいっていると主張しているが(男性:8/10、女性:7.6)、フランス人はこれについてはやや異論を持っているようだ(両者とも6.9/10)。肉体関係の質の評価にも同じ傾向が見られるが、より厳しくなっている(日本人はそれぞれ男性6.9と女性6.2、フランス人は男性5.9と女性5.5)。

表:恋愛関係の質



セクシュアリティ

50%の配偶者が性生活の頻度の不足を感じていることを認めている。興味深いことに、パートナーが不満を持っていると考える者はさらに多い(パートナーが満足していると考えている回答者はわずか35%、無関心だと考えている回答者は19%であった)。ここでセクシュアリティという言葉が指示示すものは、互いの幸せというよりも、欠落として、あるいは相手の欲求に応えられないことへの恐れとして捉えられているようだが、これは国籍の違うカップルに限ったことではない。期待度の差をまず証言するのは日本人女性だ。その半数が、自分の性欲は適切、あるいは過剰である(これは9%で、十分でないと答えた者は17%のみ)と考えているが、パートナーを満足させるほどではないと考えている(51%)。フランス人男性の証言がその見解を裏付けている。57%が不満を感じていることを認めていたり、それが共有されていないと感じている(フランス人夫の20%が妻はそれに興味がないと感じている)。

日本人男性は関係にかなり距離がある(62.5%)と率先して答えているが、欲求が満たされていないのは主に妻であるとも考えている(75%)。彼らの見解は必ずしもフラストレーションを意味するものではなく、むしろ罪の意識を意味する。

フランス人男性

カップル内のセクシュアリティの問題は、多くのフランス人が最大の困難だと指摘している。彼らが証言するのは、日本人女性に持つエロティックなイメージとはかけ離れた、自分を拒否することはないが欲求も求めていることを理解するのがいかに難しいか、またこれらの問題を率直に話し合うのがいかに不可能であるか、そしていかに自分が愛情表現を求めているかを証言している。また配偶者が人前で愛情表現をしないことにも言及している。子どもが生まれると性生活の頻度は減るか、あるいは全くなくなる。あるインフォーマントは「母親が妻を消す」と表現している。日本では、利便性だけでなく感情的な理由からも女性が子どもたちと一緒に寝ることは一般的とされているが、夫婦が優先されるフランスではそうではない。そのため夫には決定権もなく、彼らは一人になってしまうのだ。また、多くの日本人女性にとって更年期はセクシュアリティの終わりを告げるものであり、夫たちは話し合いの余地もないと嘆いている。

日本人女性

日本の女性にとって、セックスを求めてくる夫は「過度に性的関係(スキンシップ)を要求してくる」と言われるほど、子どもに払うべき注意を自分に向けようとする利己的な存在であるとされる。彼女らは「すべて管理」しながら子どものために十分な時間を割いてやることはできないと述べている。「子どもたちに驚かれるのではないか」という打算的な理由だけでなく、夫がもっと家族に注意を払い、家族のために日々行なっていることやそれ以上の要求に応えるのは困難であることをより理解して(思いやりをもって)もらいたい、と考えている。そしてインフォーマントの多くが、この尊重をセックスの前提条件としている。彼女らは夫が自らの日々の愛情表現を理解してくれず、そのような愛情表現に満足していないことを残念に思い、「日常生活をできるだけ快適に過ごそう」とさまざまに振る舞いを以て愛情を表現しなければいけないということを嘆いている。「『セックスがなければ愛はない』というのは、私にとっては馬鹿げた話です。」直接的な表現をしてほしいという男性の要求は、彼女たちにとってはつまるところ少し幼稚に見えるのである。最後に、かなりの数の日本人女性が「セックスは子どもを産むためにするもの」と述べ、それ以外の文脈では「その気にならない」と認めていることも特筆すべきだろう。

フランス人女性

フランス人女性のほとんどは、パートナーが、特に公の場では非常に控えめであり、自身が振る舞いや言葉による愛情表現が少なくする必要があったと述べている。彼女らにとっても、自分たちが期待している正面的で直接的な表現、つまり公の場でカップルの幸せを証明するものと、それほど直接的ではない方法で感情を証明するものの間には違いがある。「もっと言葉が必要だけれど、彼にはもっと愛情を示すような細かな振る舞いが必要なんです。」また年齢とともに性交渉などの愛情表現が激減する傾向にあることも指摘しており、「これはフランスの標準ではない。」とする。多くのインフォーマントが、自分の要求を説明するためには深刻な話し合いが必要だったとしている。彼女らはフランス人男性のように、この問題に関して配偶者とコミュニケーションが取れないないと報告することはなかったが、むしろ「自分の欲求を話すことが困難」であり、それは仕事で疲れているとさらに困難になるとしている。

その一方で、時間の経過とともに配偶者の愛情に対する理解が深まっていることを、非常に肯定的な形で認識している。「彼にとって肉体関係がそれほど重要なのは驚きでした。私にとってそれは情愛関係の中心だったので。でも彼の日々の気配りや、私を幸せにしたい、大切にしたいという強い思いによって、また別の愛の表現方法を経験しているんです。」結果として彼女らはフランス人男性と同様、欲求が満たされていないとしつつも、愛情表現の別の方法を徐々に発見していることも報告している。

日本人男性

日本人男性はこの分野の回答にはあまり積極的ではなかった。しかし、妻が肉体的・言語的な愛情表現を求めていることへの不快感や、公然と愛情を示すことに対しては慎みがないと述べている。

この点では、カップルごとに明確な差があるようだ。一般的にフランス人の男性配偶者が、優しい言葉や愛撫、スキンシップや性交渉がないことに驚き、失望しさには不満を感じており、逆に日本人女性配偶者が、それらを求められることに驚き、恥ずかしさを感じ、さらには疲れを感じている場合において、状況は全く異なる展開を見せる。フランス人男性は容易にフランスストレーションに陥り、日本人女性は「夫は自分を思いやってくれない」という考えに固執し、八方塞がりの状況になっていく。フランス人女性は、夫の愛情表現の方法を発見し、それに満足する一定の能力を持っている。

まとめ

この調査の最後に、今回の調査の動機を振り返ってみたい。我々の意図は日仏カップルの典型的なポートレートを描くことではなく、また若いカップルに対し、かれらが情熱的な関係を経たのちに必ず直面しなければならない宿命について詳細に説明することでもない。前向きな質問とは異なり「問題を掘り起こす」ような質問に苛立ちを感じる、という意見もあった。確かに、それがまさに我々の意図であった。つまりある一定の再現性を持って現れる問題を特定することだ。これまでに紹介してきた結果は、国際結婚カップルである読者の多くにとっては微笑ましいものや、胸が痛むようなものもあっただろう。そういう読者は、何らかの形で、また程度の差こそあれ、ここで取り上げたような揉め事のひとつを、あるいはその多くの経験しているかもしれない。

さまざまな日仏カップルの証言から、衝突に関する6つの主要な命題が浮かび上がってきた。仕事への観点、休暇の過ごし方、家族や義理の家族との関係、子どもの教育、金銭管理、感情表現である。また、衝突の原因是、価値観や習慣の違いだけではなく、コミュニケーションの方法や、対立に関する観点そのものにあることも明らかになった。

これらのテーマは、端的に言ってしまえばいずれも「文化の違い」が原因となっている。すべての配偶者たちが、自分の信念や慣習、物事の扱い方をハナから疑えるというわけではない。しかし生活を共にするために折り合いをつけて行かなければならないということも、すべてのカップルにとって明白な事実である。だが相手の違いを認めるために自らが代償を払うということは、中長期的には決して無意味なものでもない。さ

らに、配偶者の習慣や理想に近づきたいと思っていても、幼少の時に得た知識は依然として価値判断の基準となっており我々が思う以上に消し去りにくいものであり、カップルの関係が進むにつれて、(それらの基準は)ますます現実感を増し、交渉不可能な性質を帯びていく。言い換えれば、混合婚においては、その配偶者が自国の国民性をより主張するようになることが多いのである。

このようなアイデンティティの主張(「私たちフランス人は」「日本ではみんな...」など)は、「お前がフランス人だから」「お前は日本人だ」というような)ステイグマ化を容易に生じさせる。最初は魅力的に見えた相手に対する異国情緒が、次第に様々な苛立ちの発端になってしまう。だが、フランス人がフランス人たるには、そして日本人が日本人たるには幾千もの在り方がある。潜在的な問題に注意を向ければ、そして我々にその意志があれば、幾千もの二人だけの美しい物語を作ることもまた、可能なのである。





4

前書き

フランス人と日本人の 結婚とその法的側面

| | |
|--------------------|----|
| 1. 国際結婚をする | 50 |
| 2. 日本で子を持つ | 57 |
| 3. 結婚生活における困難へ対処する | 61 |
| 4. 日本で離婚をする | 75 |



フランス人と日本人との間の結婚

配偶者間、及びその直系血族との間の法律関係は、家族法によって規定されます。家族法には、個人及びその財産に影響を与える多数のルールが含まれています。

「何人も法を知らないとは看做されない」という格言がありますが、実際には、フランス人同士の夫婦であっても、自分たちの法的地位、子の出生、別居、離婚に伴う法的效果をすべて把握することは困難な場合が多いです。

国籍の異なる2人の人間が婚姻関係を結ぶ場合、さらに複雑となります。それゆえ、2つの法文化を理解する必要があります。

本編は、フランスと日本の家族法の比較を目的としたものではなく、日本の家族法の一部の紹介にすぎません(注1)。

日本人との結婚を希望するフランス人、結婚生活に困難を感じているフランス人、日本での離婚を希望するフランス人への、それぞれの状況に応じて適用される日本のルールについての説明となります。この情報は一般的なものであり、変更されることもあります。また、法律の専門家による専門的な法律相談に代わるものではありません。

また、日本の法律上の概念や用語を、そのままフランス語に翻訳しても正式なものとはなりません。どちらかの言語には存在しない概念もあります。それにもかかわらず、それらのフランス語への翻訳を試みたのは、日本の法律を理解してもらうという目的のためです。

著者は、使用されている用語の翻訳における誤りや不正確さ、またはこのパンフレットの情報を使用した結果について、責任を負いません。

1 | フランスの家族法については、フランス法に関する資料をご参照ください。

1. 国際結婚をする

はい！と言いましょう

日仏カップルの場合、どこでどのように結婚するのでしょうか？日本の法律では、婚姻の法的効果はどうなるのでしょうか？

この最初の章では、日本で結婚するための主な条件や手続(A.)と、日本の法律における結婚のさまざまな効果(B.)を紹介します。最後に、内縁(日本の事実上の結婚)について簡単に説明します(C.)。

A. 婚姻の条件と手続

日仏カップルの婚姻には、実質的条件(1.)と形式的条件(2.)を満たす必要があります

1. 婚姻の実質的条件

フランスと日本では、いくつかの婚姻の基本的条件が共通しています。すなわち、どちらの国でも、各配偶者の自由意思によって合意が成立した場合にのみ、婚姻が有効となります。また、重婚や近親婚(親族の度合いが近すぎる者同士の婚姻)も認められません。

両国間で異なる条件としては、例えば、フランスでは同性同士の結婚が認められているのに対し、日本の法律では同性同士の結婚は認められていません。フランスで成立した日仏の同性カップルは、日本では認められません。同様に、日仏カップルは同性であるかどうかに関わらず、在日フランス大使館でPACSを締結することがで

きますが、日本では何の権利も発生しません。

・ **日本人の配偶者は**、日本における結婚の最低法定年齢を守らなければなりません：以前は、男性18歳、女性16歳でしたが、2022年4月からは男性女性ともに18歳に変更されました(注2)。さらに、日本人女性は、妊娠していないことを証明できない限り、前の婚姻関係が終了した日から新しい婚姻関係の開始日まで100日間の待機期間を守らなければなりません。もっとも、離婚後に子を出産した場合は、たとえ100日間の待機期間経過前であっても、再婚が可能です。

・ **フランス人の配偶者は**、男性女性ともに、18歳になっていないと結婚できません。

2. 日本で婚姻する場合の手続き(注3)

日本で婚姻を成立させる場合は、日本の法律で定められた形式を尊重しなければなりません。フランス大使館は、日仏カップルの婚姻を成立させる権限を持っていません。

結婚に先立ち、夫婦の個人情報(生年月日、住所など)を記載した婚姻届(付録1の文書参照)に、本人および証人2名が署名(日本式、注4)する必要があります。記載ができたら、この書類を、夫婦の共通の住所地(常居所地または一時的な住所、注5)の役所、または日本人配偶者の本籍地に提出する必要があります。また、夫婦ともに、身分証明書と国籍に応じた書類を提示する必要があります。(下記は目安であり、役所によって異なる場合がありますので、婚姻届が受理される役所にお問い合わせください)。

・ **日本人の配偶者は**、「戸籍謄本」(フランスのlivret de familleに似た内容の日本独自の身分証明書)を提出する必要があります。

・ **フランス人配偶者は**以下の書類を持参する必要があります。

日本に居住している場合：

- ・ 在留カード
- ・ 日本の住民票

全ての場合：

・ 婚姻要件具備証明書 (CCAM)：この書類は、フランス人配偶者が本国の婚姻有効条件を満たしていることを証明するものです。在日フランス大使館で、必要書類(大使館のウェブサイトを参照、注6)を提出し、その後、結婚公示が完了することによって、取得が可能です。この婚姻要件具備証明書は、全文の日本語訳とともに提出する必要があります(法定翻訳の必要はありませんが、翻訳文の末尾に翻訳者の氏名を記載する必要があります)。

婚姻が成立した後、フランス本国で婚姻が承認されるためには、婚姻証明書をフランスの市民権登録簿に転記する必要があります(注7)。

3 フランスで結婚する場合、必要な手続きは以下のページでご確認いただけます。

<https://jp.ambafrance.org/Mariage-en-France-1135> (在日フランス大使館ホームページ)

4 日本における「サイン」(サイン)は、自分の名前をカタカナやフル文字で、手書きで読みやすく書くことである。

5 新郎新婦が結婚式のために一時に滞在する場所の市区町村役場。

6 <https://jp.ambafrance.org/Mariage-d-un-e-francais-e-avec-une-personne-de-nationalite-etrangere-au-Japon>

7 婚姻証明書の転記手続きについては、注6のリンクを参照。

B. 日本法における婚姻の効果

婚姻は、配偶者の民事上の地位(1)、互いの権利・義務(2)、財産(3)に様々な影響を与えます。日仏間の結婚の場合、フランス法と日本法が競合する可能性があることを忘れてはなりません。そのため、個人の状況に応じてどの法律が適用されるのか、法律の専門家に確認することをお勧めします。

日本の法律が適用される場合、配偶者にとっての婚姻の効果は以下のようにになります。

1. 民事上の地位

姓や国籍は変わるのでしょうか？結婚すると、配偶者の民事上の地位にどのような影響がありますか？

家族の姓

日本の民法750条によると、「結婚する二人の配偶者は、夫または妻のどちらか一方の姓を選択しなければならない」とされています。ただし、この原則は日本人同士の夫婦にしか適用されません。

国際結婚の場合、姓の変更是義務づけられていません。

もっとも、日本人配偶者は、結婚後6ヶ月以内に役所に申告するだけで、フランス人配偶者の姓（カタカナ表記）に変更することができます。この期間を過ぎると、家庭裁判所に姓変更の申立てをして許可を求めなければなりません。

日本人配偶者は、姓の変更を希望しない場合であっても、家庭裁判所に姓の追加（ダブルネー

ム）を申し立てることができます。すなわち、フランス人配偶者の名前（カタカナ表記）を自分の名前に希望する順番で追加することができます。申立てを受けた裁判官は、裁量によって判断します。

フランス人配偶者の場合、結婚が姓に影響を与えることはありません。公文書には、自分の名前を記載しなければなりません。

しかしながら、日本人の配偶者の名前（またはダブルネーム、注8）を日常的な名前として使用することは可能です。配偶者の名義で登録するための手続きは、役所で確認してください。

国籍

日本では、国籍の取得に適用されるルールは「血統主義」です。そのため、フランス人配偶者は、日本人と結婚しても日本国籍を取得することはできません（ただし、帰化することは可能です）。

2. 配偶者の権利と義務

フランスの法律では、配偶者は「相互に尊敬、忠実、助け合い、援助する義務がある」とされています⁸（注9）、日本の法律では、配偶者の権利と義務は以下のようになっています。

相互扶助と協力の義務

配偶者には、相互に助け合い、協力する義務があります。つまり、家事や育児などをお互いに助け合わなければならないのです。

配偶者の一方が日常生活において特別な援助を必要とする場合、その配偶者は、可能な限り自分と同等の生活水準を維持するために援助する義務があります。

例えば、妻が病気で働けない場合、配偶者は妻の費用や介護のために十分な資源を提供しなければなりません。

3. 婚姻の財産面における効果

婚姻は、夫婦にとって経済的影響も与えます。夫婦財産契約を締結しなかった場合には、夫婦間および第三者との財産関係について、「法定夫婦財産制度」が適用されます。

日仏カップルの場合、日本とフランス、どちらの夫婦財産制度が適用されるでしょうか？フランスのような共有財産制度でしょうか？日本のような夫婦別産制度でしょうか？

これから結婚するカップルは、結婚する前に、フランスの公証人（www.notaires.fr）に連絡して、ど

同居義務

相互扶助、相互支援のためには、夫婦が同じ家に居住することが必要です。

もっとも、双方の合意による別居や夫婦間に暴力があった場合には、各配偶者がそれぞれの住居に暮らすことは法律に違反しません。この場合には、夫婦生活共同体は失われていないと評価されます（「結婚生活における困難への対処」の項を参照）。

貞操義務

結婚した夫婦には、法的な貞操義務があります。法律は明確に不貞行為を禁止しています。不貞行為は、離婚の法的理由の一つとなります。

8 <https://jp.ambafrance.org/Nom-d-usage-10421##text=Dans%20tous%20les%20cas%2C%20le,de%20famille%2C%20etc>

9 フランス民法第212条。

A) 日本の法定夫婦財産制

日本の法定夫婦財産制はハイブリッド型で、婚姻中は「夫婦別産制」に近く、離婚時には「共有財産制」になります（「日本で離婚をする」の項を参照）。婚姻中に取得したすべての財産（相続や贈与によるものを除く）は、離婚時の財産分与の対象となるからです（注10）。

日本の法律では（注11）、婚姻期間中に取得した以下のものは特有財産とみなされます。

- ・婚姻前に各配偶者が所有していた財産
- ・相続や贈与によって取得した財産
- ・各配偶者が個別に婚姻中に取得した財産

したがって、日本の法律では、婚姻期間中に各配偶者が得た給与は、原則としてその配偶者の特有財産となります。同様に、配偶者の方ののみの給与でローンを組み、その名義で取得した家族の住宅は、同人の特有財産とみなされます。したがって、同人の単独意思で（他方の同意を得ずに）売却することもできます。

婚姻中に取得した財産で、その所有権が明確に規定されていないものは、「共有」財産となります。配偶者はそれぞれ持分を有していることとなります。この「共有」財産の主な特徴は（ここでは説明しない例外もありますが）以下の通りです：

- ・各配偶者は、他方配偶者の同意を得ずに、自己の持分を第三者に自由に譲渡することができます。
- ・全財産を譲渡するには、両方の配偶者の合意が必要です。

☞ 1992年9月1日（注12）から2019年1月29日（注13）の間に結婚した夫婦で、夫婦財産契約によって夫婦財産制度を選択しなかったものについては、婚姻期間中に移動した国の法律に応じて、夫婦財産制度が自動的に変更される可能性があります。これらの自動変更が適用されるかどうかを確認するには、フランスの公証人に問い合わせることをお勧めします（注14）

B) 日本の法定夫婦財産制以外の財産制度の選択

日本の法定夫婦財産制に則らない方法での財産の分割・分与方法を定めることも可能ですが、そのためには、日本の法律に従って、日本で夫婦財産契約を締結する必要があります。しかし、これは非常に稀なことです。

日本の夫婦財産契約は、各配偶者が署名した時点で効力を発します。私文書であれ、公正証書であれ、第三者に対して対抗力を有するためには、

法務局で登記をしなければなりません。フランスでは、婚姻の前後に契約を締結することができますが、日本の法律では、婚姻届を役所に提出する前でなければ、夫婦財産契約を締結することができません。

また、変更の条件を明示的に定めた条項が含まれていない限り、登記後に変更することもできません（極めて稀なケースです）。

10 この制度は、フランス法の「*séparation de biens avec participation aux acquêts*」夫婦財産制に近い（法定夫婦財産制法定共通制（communauté de biens réduite aux acquêts）と異なる）。

11 日本民法762条。

12 夫婦財産制に適用される法律に関する1978年3月14日のハーグ条約発効日。

13 自動変異性を終了する2016年6月24日付EU規則2016/1103の施行日。

14 www.notaires.fr

夫婦財産契約の内容については、特定の形式はありません。私人間契約であるため、非常に柔軟性があります。その内容は、当事者間で自由に決めることができます。

例えば、夫が結婚後に取得した財産は夫婦の共有財産とし、妻が結婚後に取得した財産は妻の個人財産とすることを夫婦で決めることができます。また、結婚後5年以内に離婚した場合には、財産を分割しないことなどを合意することもできます。但し、この契約の自由は、税務上の理由から制限されています：原則として、夫婦財産契約で定められた財産分与は、所有権の移転をもたらすものであっても、税金の支払いを

必要としません。しかし、夫婦間であまりにも不均衡な分割が定められていた場合、その契約が仮装贈与とみなされ、贈与税を支払うことになります。

このような日本式の夫婦財産契約により、日本の法制度に違反する可能性があることに加え、日仏カップルがフランスの夫婦財産制のいずれかを指定することも可能です（夫婦財産契約または明示的な規定によります）（注15）。条件については、フランスの公証人（注16）に確認してください。

C) 婚姻費用の分担

日本の民法760条では、夫婦はそれぞれの資産や収入に応じて、婚姻生活や家庭生活に必要な費用を分担しなければならないと規定されています。

負債は原則として個人的なものであり、負債を負った配偶者のみが返済義務を負います。但し、日常的な生活費捻出（家賃、家具購入代金など）のために負った債務については、配偶者双方が相互に連帯責任を負いますので、双方を拘束することになります。

他方、配偶者の一方の特殊な事情により発生した負債（ギャンブルによる借金、浪費癖による買い物など）は、それを発生させた配偶者のみが責任を負います。

自営業者やフリーランスである配偶者において、職業上発生した債務についても同様です。債権者は、債権回収のために、他方配偶者に対して返済を請求することはできません。

☞ 日本で一般的な「お小遣い」制度とは、妻が家計を管理し、銀行口座（夫のものを含む）に単独でアクセスし、毎月一定額を夫の個人的支出に充てるという制度ですが、これは個人的な選択によるものであって、法的なものではありません。

15 1978年3月14日のハーグ条約第6条(<https://www.hcch.net/fr/instruments/conventions/full-text/?cid=87>)

16 www.notaires-fr

C. 同棲・内縁

内縁は、フランスでは知られていない法的概念です。これは、夫婦同様の共同生活を営む意思のある男女が、実際に同居して(仕事上の理由で一時的に別居するなどの特別な場合を除く)共同生活を営むものの、法的な婚姻手続を経ていない関係をいいます。内縁の夫婦は、社会的には夫婦として認められます。

判例上、婚姻に準ずるものであり、以下のような婚姻とほぼ同等の権利義務が発生します。

- ・相互扶助義務
- ・貞操義務(貞操義務違反の場合には、慰謝料が発生する可能性あり)
- ・内縁解消時の財産分与(年金を含む)。解消後2年以内に一方からの要求があれば、(法律婚の場合と同様に)共有財産を分割することができます。
- ・年金分割:パートナーが死亡した場合、「生存配偶者」として遺族年金を分配したり、死亡したパートナーの生命保険を受け取ることができます。

ただし、婚姻とは異なり、相続を受ける権利は一切ありません(但し、相続人が不存在の場合で、一定の条件に該当する場合は別です)。遺言によって、内縁のパートナーに遺贈することは可能です。

内縁は同居生活の終了によって解消されます。たとえ、パートナーの一方が内縁関係の解消に同意をしなかったとしても、法的手続や特別な費用は必要ありません。もっとも、内縁不当解消を理由に、慰謝料請求訴訟を提起されることがあります。

☞ 内縁の一方パートナーが既婚者である場合も、重婚的内縁として、上記の法的結果を生む可能性があります。

2. 日本で子どもを持つ

日本で、フランス人と日本人の両親の間に生まれた子は、身元が確定された後(A)、フランスと日本で出生の申告する必要があります(B)。国際結婚は子の国籍に影響を与える可能性があります(C)、婚姻中に2人の親が共同で行使した親権には影響を与えません(D)。

A. 日仏カップルの子の名前と姓の選択

子の名前の選択に関するルールは、各国で独自に決められています。このため、二重国籍の子が、フランスと日本の市民登録上、異なる姓・名前を持つことは珍しくありません。しかしながら、この状況は複雑です。例えば、日本で取得した学位に記載された氏名が、フランスで使用されている氏名と異なる場合には問題が生じることがあります。

日本の住基登録上のルールは、以下のとおりです。

- ・子の名前に使用できる文字は、「常用漢字」「人名用漢字」「カタカナ」「ひらがな」(アルファベットは除く)です。
- ・セカンドネーム、サードネームの登録はできません。
- ・子は両親の姓を受け継ぎます(両親の姓が同じ場合)。日本の姓の場合とフランスの姓(日本人の親がフランスの姓への変更手続をしていた場合)詳しく述べる「婚姻が配偶者の姓に与える影響」の章をご覧くださいの場合があります。

す。他方、両親の姓が異なる場合、子は日本の親の姓を名乗ります。

- ・日本の親の姓
- ・フランス人の親の姓(両親が、フランス人の配偶者の姓を名乗ることを選択した場合)(52ページの「配偶者の姓に関する『結婚の効果』」の項を参照)

フランスの市民権登録における、子の姓と名の選択に関する規則は、service-public.frに詳細が記載されています。

☞ 例えば、HugoとYûgoのように、フランスと日本の市民登録上の名前が類似する場合、フランスの名前(Hugo)だけを日本のパスポートに記載することを申請することができます。この申請は、最初のパスポート取得時から行い、その後更新するたびに、原則として、名前の綴りがフランス語であることを証明できるフランスの公的書類(パスポートまたは市民登録抄本)を提示する必要があります。

B. 日仏カップルの子の出生届(日本で出生した場合)

日本で生まれた日仏カップルの子の出生届は、出生地の役所、出生申告者の住所のある役所、子の戸籍所在地の役所のいずれかで行うことができます。

この出生届は、出生日から14日以内に行う必要があります(出生日を1日目とし、14日目が役所の閉庁日の場合は1日延長されます)。

両親が結婚している場合は、父親または母親(またはどちらかの委任を受けた人)が届け出することができます。両親が結婚していない場合は、母親が届け出なければなりません。

役所に提出する書類は、以下になります。

- ・医師作成の出生証明書(二重国籍の子の場合は、原則として正本2通を発行してもらい、1通は役所へ、もう1通は大使館に提出します。)
- ・届出人の印鑑
- ・母子健康手帳

役所で出生届をすると、「出生届受理証明書」が発行されます。

フランス当局への出生届(フランスの市民登録)

については、在日フランス大使館のホームページの『Naissance d'un enfant français au Japon』(日本におけるフランス人の子の出生)のページをご参照ください。

C. 子の国籍

1. 日本国籍の取得

日本の法律では、子の国籍は、出生地にかかわらず、両親の国籍となります(血統主義)。**配偶者のどちらかが日本人である夫婦の嫡出子**は、出生時から日本国籍を取得します。

未婚カップルの子は、日本人の親との親子関係を証明するものがないと日本国籍を取得できません。母親が日本人の場合は、自動的に母親の戸籍に子が記載されます。

父親が日本人、母親がフランス人の場合は、認知によって親子関係が確立しますが、認知の法的効果は認知の時によって異なります。

出生前の認知:母親の同意(署名)を得て、母親の居住地のある役所に「認知届」を提出します。子が出生すると、子は父親の国籍である日本国籍を取得します。出生した子のために、新しい戸籍が作られます。

出生後、18歳になるまでの間に認知をする場合(注17):まず、父親が自分の居住地または住所のある役所の「住民課」に認知届をします。これにより、子のために新しい戸籍が作られます。次に、法務省の地方事務所(海外では日本大使館や領事館)に申請することで、日本国籍を取得することができます。これは、18歳(注18)の誕生

日までの間であれば、法定代理人(15歳未満の場合)または本人(15歳の誕生日以降)がいつでも行うことができます。

☞ 出生後認知によって日本国籍を取得するためには、認知の時点まで親自身が日本国籍を保

2. フランス国籍の取得

日本人とフランス人の親から生まれた子も、フランス人の親のフランス国籍を取得します。結婚していない場合は、フランス人の父親が大使館で子を認知することをお勧めします。

3. 二重国籍

日本の法律では、生まれながらの二重国籍者が日本国籍を保持するためには、日本国籍保持の意思表示をしなければならないことになっています。

- ・フランス国籍を正式に離脱する場合
- ・原則として成人した日から2年以内に、日

本の役所(または海外の領事館)で、いわゆる「日本国籍選択宣言」をすることによって、日本国籍を取得することができます(注19)。

持していること(遺言による認知の場合は、保持したまま死亡していること)が必要です。

認知がされない場合、子は母親の国籍のみを取得することになります。

☞ ・後者の手続きを完了しても、自動的にフランス国籍を失うわけではありません(フランス国籍の保持も可能です。)。

・日本国籍選択宣言を怠った場合、自動的に日本国籍が失われるわけではありません(注20)。

☞ 日本国で出生した場合、生後3ヶ月までに領事館で日本国籍を維持するための手続きが必要です(「国籍の留保」)(在フランス日本大使館にお問い合わせください)。

D. 親権

日本の法律上、親権には2つの性質があります。

- ・子の財産管理と法的代理権
- ・子の監護権(教育義務、扶養義務、子の居住地を決定する権利、懲戒権、労働を許可する権利などを含む。)

婚姻期間中、親権は、両親の間で、共同で行使されます。

未婚の場合、フランス人であれ日本人であれ、母親だけが親権を有しています。しかし、母親の同意があれば、出生前に役所に申告することで、父親に親権を帰属させることもできるし、出生後に調停手続きによって、父親に親権を移転させることも可能です。

19 2022年3月31日までは、20歳から22歳の間。

20 詳しくは法務省のホームページをご覧ください(英語):
<https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/minji06.html#p03>

17 2022年3月31日までは、20歳未満。

18 2022年3月31日までは、20歳の誕生日。

3. 結婚生活における困難へ対処する



結婚生活は必ずしも始終安泰というわけにはいきません。配偶者による義務違反(A)、家庭内暴力(B)、配偶者による子の連れ去りなどがあった場合(C)、話し合いで解決ができないときは、日本ではどのように自分を守り、賠償金を得ることができるのでしょうか。

A. 婚姻から生じる義務の違反

婚姻は、夫婦それぞれに、財産的な権利義務(婚姻費用分担義務)と非財産的な権利義務(同居・貞操義務)を発生させます(「日本法における婚姻の効果」の項参照)。夫婦の一方がこれらの約束に従わなかった場合、どのような救済措置がとられるのでしょうか?

1. 婚姻費用分担義務の不履行

配偶者は、それぞれの能力の範囲内で、婚姻費用を分担する義務を負います。この義務は、別居していても離婚するまで続きます。婚姻費用分担義務不履行の場合には、義務者である配偶者が婚姻費用の支払いを求められることがあります。この婚姻費用の支払いは、原則と

A) 調停

婚姻費用の額について夫婦間で合意が得られない場合、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

夫婦は、2人の調停委員(男女各1名)の前に一緒に出頭する義務はなく、別々に聴取を受けることができます。裁判官は調停を監督しますが、必ずしも介入するわけではありません。

して収入の多い方が、(別居の場合は、別居が自分の責に帰さない場合でも)義務的かつ自動的に支払うことになっています。もっとも、不倫した配偶者が家を出ることに決めた場合など、収入が低い配偶者であっても婚姻費用をもらえない場合もあります。

調停が成功すると、合意内容を記した「調停調書」が作成されます。例えば、「婚姻費用として、夫は妻に対し毎月1日に5万円を支払う」といった具合です。

合意に至らなかった場合、調停は終了し、(申立人が放棄しない限り)自動的に審判手続が開始されます。

B) 審判

審判官(裁判官)が当事者双方の意見を聞き、証拠を検討し、婚姻費用支払義務とその金額を決定する手続です。その決定は「審判」と呼ばれます。

婚姻費用の金額を推定するために、裁判官は自由裁量を保ちつつ、日本の家計統計をもとにした公式の計算表(算定表)を参照しています。

算定表(最新版:2019年版)

https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

他方配偶者に支給される費用は婚姻費用(離婚前)と呼ばれ、10から19種類の算定表があります(家族の構成によって支給額が異なります。)



C) 債務者が支払いを拒否した場合の請求権

調停や審判で決まった婚姻費用の義務者が支払いを拒否した場合、新たに民事裁判を開始する必要はありません。支払義務者の住所地を管轄する地方裁判所に、直接、決定の「強制執行」を申し立てればよいのです。これにより、義務者の資産(収入や財産)から、直接婚姻費用の支払いを受けることができます。例えば、婚姻費用

の義務者が会社員の場合、その使用主である会社は、毎月の給料から5万円を直接差し引いて、権利者である配偶者に支払うことができます。

☞ 自己破産の場合、債務者のほとんどの債務は免除されますが、婚姻費用の支払義務は免除されません

2. 同居義務違反

夫婦は互いに同居する義務があります。したがって、原則として、夫婦両者が二人で選択した住居で、同じ屋根の下で、同居しなければなりません。

しかし、法律では、夫婦間の合意により別居する場合や、夫婦間に暴力がある場合には、夫婦共同性を損なわずに、夫婦が、別々の住居を持つことを認めています。

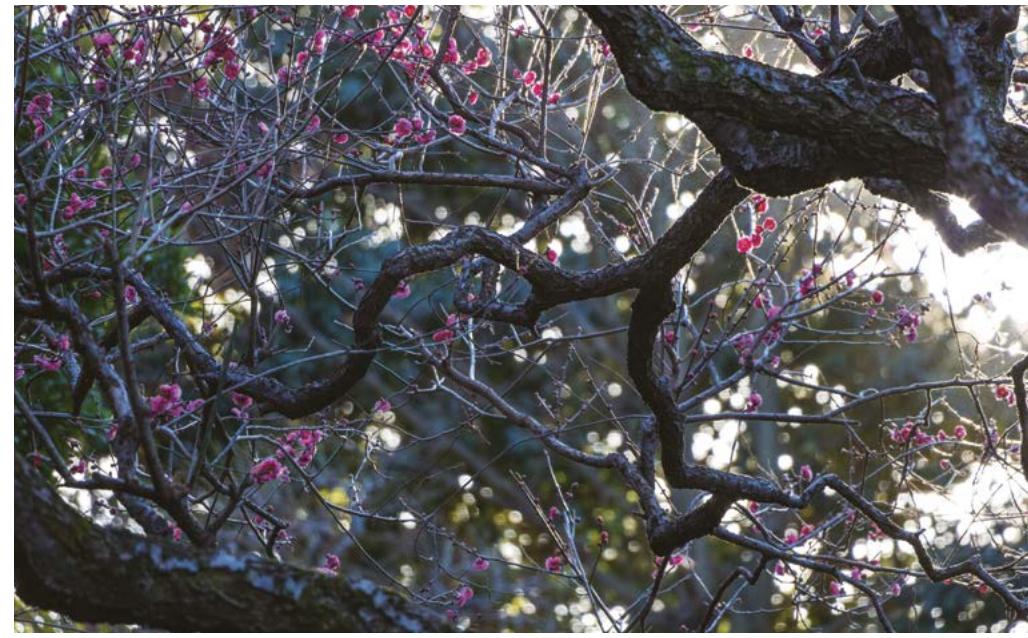
同居義務を放棄した場合、家庭裁判所の調停に頼ることで、住所を離れた配偶者が戻るよう督促することができます。

3. 貞操義務違反

貞操義務違反は、離婚の正当な理由の一つです。また、過失が認められれば、不法行為が成立する可能性があり、その場合は損害賠償請求によって補償されることになります(場合によっては、離婚訴訟とは無関係に行われることもあります)。被害者である原告は、以下の選択肢を有します。

- ・ 配偶者と愛人の二人に対して、連帯して、全額を請求する
- ・ 配偶者又は愛人のうちの一人に対して、全額を請求する。この場合、請求を受けた者は、他方に対して、損害賠償の分担を求めることができる。

☞ 夫婦の間に性的関係がなかったからといって、配偶者が貞節義務を免除されるわけではありません。配偶者以外の者と性的関係を有した配偶者は、不貞配偶者として、離婚や損害賠償のリスクを負います。他方、性的関係の自発的かつ持続的な拒否は、離婚請求の際に考慮されることがあります。



B. ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティック・バイオレンスに直面したとき、被害者はまず自分を守らなくてはなりません。

ドメスティック・バイオレンスの場合の緊急連絡先

- 警察:110番(必要な場合は、通常、英語で話すことができます)

- フランス大使館:03-5798-6000(代表)。

緊急事態であることを説明し、領事館と話したいと申し出てください。

閉館時には自動音声にて緊急連絡先を案内します(24時間対応)。

ドメスティック・バイオレンスの被害者のための日本の緊急電話番号

- DV相談ナビ:#8008(または0570-0-5521)で、最寄りのヘルプセンターに直接お問い合わせください。

- DV相談プラス:0120-279-889(24時間対応)

(傾聴、助言、支援、必要に応じて緊急宿泊施設の提供)

テキストメッセージ(<https://form.soudanplus.jp/mail>)

やFacebook、Twitter(<https://soudanplus.jp> 参照)

又は英語:<https://soudanplus.jp/en/index.html> 参照)

での英語でのコミュニケーションが可能です。

なお、上記の一般的な被害者支援電話は、男性も利用できます(2019年の日本における被害者の22%は男性)。他方、地方レベルでは、女性用の電話番号とは別に、男性専用の電話番号が設けられていることが多いです。(検索用キーワード:男性 DV 被害者 相談)。

差し迫った危険がある場合、被害者はまず警察に連絡するか、専門の避難所(シェルター)に避難する必要があります。お住まいの地域の役所にお問い合わせください(避難所のリストは公開されていません。役所では、避難の必要性が証明された場合にのみ、被害者に連絡先を教えています)。また、裁判所に対して、保護(1)、損害賠償および告訴(2)の手段をとることもできます。



1. ドメスティック・バイオレンスからの保護

A) 暴力行為

「身体に対する暴力」や「生命等に対する脅迫」
を受けた配偶者は、裁判所に対し「DV保護命令」
(注21)を申し立てることができます。

B) 被害者の範囲

日本の民法では、保護命令の申し立てができる
のは、暴力の被害者である「配偶者」であると
記載されています。ただし、この文言は広義に
解釈する必要があり、以下の人々も含まれると
解されます。

- 同棲中のカップル(同性カップルを含む)で、
婚姻関係がない場合
- 内縁の夫婦

ただし、交際関係がなく、同じ屋根の下で生活

C) 保護の種類

ドメスティック・バイオレンスに対する保護命令には、2種類の主たる命令と、複数のバリエーションがある附隨命令があります。

主たる命令

・接近禁止命令または接触禁止命令

この命令は、6ヶ月間、暴力行為の加害者が被
害者に会うことや、被害者の居住地や勤務地に
近づくことを禁止するものです。6ヶ月間経過後
もリスクが継続する場合は、新たな保護命令申
し立てを行う必要があります(これは他のDV保
護命令の場合も同じです)。

条件を満たす場合、裁判官からこの禁止命令を
得ることは、下記の退去命令に比べると、一般的
には容易です。

・退去命令

退去命令は、夫婦がまだ同居している場合に
適用されるもので、加害者に同居中の家から
の退去を求め、2ヶ月間は家に近づくことを禁
止します。

この退去令は、一時的に住居を奪う(退去義務)
もので、当事者の生活により大きな影響を与える
ものであり、取得はより困難です。

☞ 子に関しては、「別居中」も配偶者の親権は
維持されます(親権の変更は別の手続が必要
となります)。

21 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (2001)(英語版):

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/sv.pdf

附隨命令

接近禁止命令には、必要に応じて6ヶ月間の附隨命令を付けることができます。例えば：

- ・子との接触を禁止すること。
- ・他の家族(両親など)との接触を禁止すること。
- ・被害者への電話連絡の禁止、子の学校へ近くことの禁止、など。

これらの補足的な禁止命令は単独では認められず、配偶者等への接近禁止命令が申立てられている必要があります。したがって、例えば、子に対してのみ暴力が行われているという(稀な)ケースでは、「子との接触の禁止」は、配偶者に対する暴力等による接近禁止の申立てに加えてのみ要求することができます。

☞ 附隨命令は、接近禁止命令の申立てと同時に、またはその申立ての後に求めることができます。

D) 申立て手続

申立ての前提条件

裁判所にDV保護命令の申立てをする前提として、被害者が少なくとも一度は、以下の機関に相談に行かなければなりません。

- ・配偶者暴力相談支援センター(ドメスティック・バイオレンスの被害者女性を対象としたカウンセリングや支援を専門に行うセンター)。

例: 東京女性相談センター

- ・警察署(生活安全課)。この場合、被害届まで提出する必要はありません。

または、被害者は、公証役場で配偶者から受けた暴力についての宣誓供述書を作成することができます。この宣誓供述書を作成した場合には、保護命令の申立書に添付する必要があります。このように、DVセンター、警察署、公証役場への事前訪問が義務付けられ、訪問の事実は裁判所に提出する保護命令申立書の中に記載することができます。これが求められます。これを怠ると、被害者保護が受けられなくなる可能性があります。ただし、DV保護命令を得るために、被害届を提出す

る必要はありません。

☞ 被害者が保護命令に加えて、附隨命令(子や他の家族との接触禁止など)の申請を検討している場合は、裁判所に申立てをする前に、相談先として選んだ機関にその旨を申し出て、理由を説明しなければなりません。

裁判所への申立て

管轄裁判所は家庭裁判所ではなく地方裁判所です。例えば、東京では東京地方裁判所が管轄を有します。

申立てができるのは、被害者本人のみです。家族(両親や子)が被害者本人に代わって申し立てをすることはできません。

申立書には、暴力の事実を証明する証拠を添付する必要があります。

- ・暴力を受けた後の怪我の写真(日付入り)
- ・怪我の原因を記載した診断書
- ・脅迫を受けた際の音声や映像の記録

電子メールのコピー

- ・被害者の周りの人々による証言

なお、証拠には公証人の認証がなくても構いません。原則として、申立てにかかる費用は切手代のみで、これに弁護士や通訳(日本語を話せない当事者の場合)の費用が加わることになります。

審問

必ず必要というわけではありませんが、弁護士のサポートを受けることを強くお勧めします。申立書が裁判所に適切に提出されると、被害者は、場合によっては弁護士同伴の下、裁判官から非公開にて事情聴取されます。加害者は、被害者とは別に、その約1週間後に、審問期日に呼ばれます。裁判官は通常、DV保護命令を出すかどうかをその日のうちに決定します。

DV保護命令を得られなかった場合には申立人が、命令が出た場合には相手方が、それぞれ、即時抗告することができます。

E) 保護命令の違反

DV保護命令に基づく義務や禁止事項に従わないときは、懲役1年以下又は100万円以下の罰金の刑事罰が課されます。

2. 加害者への制裁と被害者への損害賠償

DV保護命令の申立ては、自動的に刑事訴訟に結びつくものではありません。非常に深刻なケースでは、被害者が事前に警察署を訪れた際に、警察は被害届の有無にかかわらず、手続きを開始することができます(被害届)。

☞ ドメスティック・バイオレンスの加害者は、犯罪の性質と重大性(暴力、傷害、脅迫など)に応じて、罰金(数十万円から数百万円)から実刑判決(最も重い場合)まで、非常に異なる罰則を受けます。

民事事件では、DVの被害者は金銭(慰謝料)を請求することができ、その金額は示談又は裁判

C. 困難な状況にある夫婦の渦中にいる子

夫婦間に強い緊張関係が生じた場合、離婚手続きとは別に、子の監護権が夫婦間の大きな問題となることがあります。このような困難に直面すると、フランス人配偶者は、フランスで知られているものとは根本的に異なる日本の慣習、規則、手続きに直面することになります。

フランス法では、別居している場合でも、子の利益のために、「父と母のそれぞれが子との個人的な関係を維持し、子と他方の親との関係を尊重しなければならない」ことや、「父母の一方の居

で確定されます:140万円以下の損害については簡易裁判所、それ以上の金額については地方裁判所で確定されます。この損害賠償には、精神的損害(慰謝料)、治療費、後遺症・休業による逸失利益、物質的損害など様々があります。

損害賠償を請求できる期間は、個人の財産に対する損害の場合は3年、身体に対する損害の場合は5年です。この期間は、加害者と正確な被害内容が判明した日から起算します。例えば、後遺症の存在を示す医学的診断の日付であって、後遺症の原因となった暴力の日付ではありません。

住地の変更により、親権行使の方法を変更する場合には、「他方の親に事前かつ適時に情報を提供しなければならない」ことが前提とされていますが(注22)、日本法にはこのような規定はありません。

その結果、父母の一方が他方の同意なく子を連れて出て行ったり(1)、第三者と養子縁組をしたりする場合(2)、必ずしも、別居している親との結びつきが維持されるとは限りません

1. 夫婦間の親による子の連れ去り

ここでは、子が常時居住していた第三国から日本への親による連れ去り(A)と、日本国内での(領土を離れることのない)親による連れ去り(B)を対象としています(注23)。

A) 第三国から日本への連れ去り

子が常居所以外の国に連れ去られた場合、1980年の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約」の規定が適用されます(注24)。

日本の場合、中心となるのは外務省です。連絡先と詳細は以下の通り:
https://www.mofa.go.jp/fp/hr_ha/page22e_000249.html

第3条:

「子の連れ去り又は留置は、次のa及びbに該当する場合には、不法とする。

a 当該連れ去り又は留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設又は他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

b 当該連れ去り若しくは留置の時にaに規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうことaに規定する監護の権利は、特に、法令の適用により、司法上若しくは行政上の決定により、又はaに規定する国の法令に基づいて法的効果を有する合意により生ずるものとする。」

フランスでは、国際民事・商事執行局(法務省民事・印章局付属)が中央当局となっています。

また、中央当局は、第三国(フランスなど)に居住する親から日本に居住する子への面会アクセス権保護の申請を取り扱う権限を有しています。子の常居所地への子の返還を求めるための主要条件は以下の通りです。

- ・ 子の年齢(16歳未満)
- ・ 移動または留置の違法性(他方の親の同意の欠如)および
- ・ 他方の親の親権または面会権の侵害

この場合、被害者となった親は書類を作成し、子の常居所のある国の中央当局にこれを提出しなければなりません。中央当局は、この書類を外国の担当者に転送し、外国の担当者は自国の国内法に基づいて子の所在を確認し、返還を求めます。被害を受けた親は、子が連れ去られた国の中央当局に直接申請することもできます。

☞ 中央当局は、調停手続きをする権利はありますが、彼らの決定を実行するための強制力は有していません。連れ去った親がその指示に従

23 その他の場合については、当該国の法令をご参考ください。

24 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約):

<https://www.hcch.net/fr/instruments/conventions/full-text/?cid=24>(フランス語版)

わいな場合、強制力を持つ手段がないのです。中央官庁に通報した後、日本では東京の家庭裁判所、西日本では大阪の家庭裁判所に申し立てを行い、法的手続きを開始する必要があります。この段階では、いつでも調停を試みることが可能です(注25)。

日本の中央官庁によると、日本から常居所国に返還しなかった理由は以下の通りです(2014年4月1日から2017年3月31日まで)：

- ・要請国は、子の常居所地ではないこと。
- ・被害を受けた親が親権を持っていない
- ・連れ去り/留置後の合意同意または追認
- ・深刻な被害のリスク
- ・その他(注26)

連れ去った親が裁判所の子の返還命令に従わない場合、被害者である親は、強制措置を求めるることができます。2020年4月1日より、日本はハーグ条約に基づく手続きと国内手続きにおける強制執行の方法を変更しました。

- ・従って、被害を受けた親は、子の返還を得るために、(ハーグ案件だけでなく、日本の国内の

連れ去り案件においても)「直接強制申立(代理人による)」を行うことができるようになりました(注27)。この場合、それまでに「間接強制申立」(子の返還を求める裁判所の命令に従わない場合に、連れ去った親に一定額の支払いを義務付けるもの)を行う必要はありません。

- ・連れ去った親が不在でも、連れ去った親の居住地以外でも、直接強制執行ができるようになりました(例:託児所から子を連れ戻することができます)。

この改正は最近行われたものであり、その実際の影響はまだ不透明です。

日本の中央当局によると、日本から常居国への返還命令を執行できなかった理由は、これまで次のようなものでした。

- ・強制執行時に、子、連れ去った親のいずれか、または両方が現場にいないこと
- ・連れ去った親の激しい抵抗があること
- ・拉致した親の激しい抵抗、子の断固とした帰還拒否(注28)

B)親による子の連れ去り

親による連れ去りが日本国内で行われた場合、ハーグ条約の規定はもはや適用されず、日本の国内法が適用されます。日本の国内法では、親による子の連れ去りは定義されていません。ただし、先に子を連れて出て行くことは、絶対にお勧めできません。

親が連れ去られた子を連れ戻そうとすると、刑法第224条の未成年者略取誘拐の疑いで逮捕・勾留される可能性があります。この規定は、第33章「略取、誘拐及び人身売買の罪」にあるもので、「未成年者を略取りし、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する」となっています。

☞ 子を連れて出していく親の多くは、事前に警察にその旨を伝えています(行方不明者扱いをされないため)。警察は、他方の親には新住所の情報を与えず、「連れ去った」親と子を探し出すこともありません。

☞ 以前は、一度目の「連れ去り」についての未成年者略取誘拐罪の被害届は、受理されないことがほとんどでしたが、現在では、一度目であっても、一定の場合には原則として被害届が受理されると言う見解もあります(2022年以降)。ただし、確実に起訴されるという保証はありません(2023年5月現在、公刊物では、一度目の「連れ去り」で、起訴・有罪となった例は確認できていないそうです)。

いざという時に

連れ去りに気付いたら、すぐに対応することをお勧めします。すぐにフランス大使館、OLES Japon、Sauvons Nos Enfants Japonに連絡し、弁護士に相談してください。

在日フランス大使館(領事部)

urgence.tokyo-amba@diplomatie.gouv.fr
代表電話: 03-5798-6000 (営業時間内は緊急事態であることを説明し、領事館と話したい旨を伝えてください。: 営業時間外は留守番電話で24時間対応の緊急番号を伝えてくれます。)

オレス・ジャポン

info@olesjapon.org

Save Our Children Japan:

contact@sauvonsnosenfants.org

監護権又は面会交流権の要求

家事事件では、子を連れ去られた被害者は、調停手続きで、子の監護権や面会権について円満に交渉するほかありません。それがうまくいかなければ、審判(同様に家庭裁判所で行う)に移行することができます。この手続きの中で、通常、裁判官から、子の生活状況に関する調査(調査官面接)が命じられます。

裁判官は、両当事者の話を聞き、証拠を調べ、子の監護権と、要求があれば監護権を持たない親の面会権(面会交流)について決定します('日本で離婚をする'のセクションの面会権を参照)。

25 日本の中央当局によると、日本から他の締約国への子の返還事例の70%が、円満な紛争解決方法によって解決されているとのことです。

26 <https://www.mofa.go.jp/files/100059989.pdf>

27 海外では、例えば当該国の警察などが行うことができる。(日本国との連れ去りの場合:法務省の職員(執行官)によるもの)。

28 帰還失敗の理由について、このページを参照: <https://www.mofa.go.jp/files/100059989.pdf>

これらの申立て(監護権と面会交流権)は、両親が共同で親権行使する場合であっても、離婚とは無関係に行うことができます。その後離婚すれば、この監護権はどちらかの親に帰属することになり、監護権や面会交流の条件も理論的には再び交渉することができます。但し、実際には、日本の裁判官は「継続性」を重視します:これらの手続き(調停または審判)のいずれかで監護権を得た親は、その後も離婚時に親権を取得する可能性が非常に高くなります。

保全処分

調停(場合によっては審判)手続きは長くなることがあります(3~6ヶ月、場合によってはそれ以上)。迅速な決定を得るために、理論的には、以下の2つの条件の下で、裁判官に保護措置を求めることが可能です(審判前の保全処分)。

- ・高い確率で、監護権取得が見込まれること。
- ・状況の緊急性(危険性)。

この手続きは、「本案」となる調停または審判に付随しなければなりません。その申立ては、本案と同時又は本案の申立て後にしなければなりません。

「保全処分」とは、進行中の「実体的」な手続きで検討されている点(例えば、暫定的な子の監護権)について、裁判官により、審判前に行われるものです。保全処分を得た者は、本案の手続きで有利になる可能性が高くなります。但し、実際には、この手段により、連れ去った親から子を返してもらうことは、非常に困難です。

人身保護請求

「人身保護請求」手続きとは、子の連れ去りに限ったものではありませんが、「保護者」によって自由を奪われた人を、強制的に裁判官の前に出頭させることを目的とした手続きです。拘束されている人に危険が差し迫った危険がある、極めて稀な場合にのみ使用することができます。手続きは地方裁判所で行われます。弁護士の利用が義務付けられています。1週間から10日ほどで人身保護命令が出ます。裁判所から命令が出された後、子を裁判所に連れてこないと、理論上は、誘拐犯として逮捕につながります。そのためには、子の住所を知ることが不可欠です。

2. 両親のどちらかの同意を得ずに養子縁組をすることのリスク

以下の説明は、15歳未満の子に関するものです。15歳以降、養子縁組のための書類に署名するのは、親権者ではなく、子自身です。

は、効力を失います。子が15歳になった場合、これを更新できるのは子です。

日本では、直系尊属(または直系尊属の配偶者)との養子縁組は、両親の印鑑を押した書類を役所に提出するだけで、簡単にできます。両親の立会いは必要なく、書類への捺印のみで足ります。**そのため、両親のどちらかの同意がなければ、いま養子縁組が行われる危険性があります**(たとえ結婚しており、(従って)手続き時に両親ともに親権者であったとしても)。

形式:用紙には2つの部分があり、関係する子の名前を記入する欄と(親が法定代理人として、本人のために申請します)、養親になろうとする者の名前を記入する欄があります。後者の欄は、養子縁組希望者の指定は必要ないので、空白にしておきます。

効果:「養子縁組不受理申出書」を提出することで、同意のない養子縁組を防止することができます。提出者からこの申出書が取り下げられない限り、役所は養子縁組届を受理できません。

離婚前に、(例えば祖父母などによる)偽造による養子縁組がなされるリスクを回避するため、役所に「養子縁組不受理申出」を提出することができます。

離婚後は、もし単独親権者が再婚した場合、実親に通知することなく(つまり、実親の署名・捺印を必要とせず)、新しい配偶者と養子縁組をすることができるのです。離婚によって親権を失った親が、そのような事態から法的に身を守ることは不可能です。

条件:手続きは無料で、親の居住地の役所で行います。親権者(共同親権者、単独親権者)であれば、いつでも可能です。申出をした親が親権を失った場合(例えば、離婚が成立した場合)に

4. 日本で離婚をする



現代日本でも、他の多くの国と同様に、離婚率が高くなっています。

国際結婚の離婚率の方がやや高いのですが、近年その差は縮まってきています。2017年から2019年にかけて、離婚数と結婚数比率は、日本人同士の夫婦で3組中1組近く、日本人と外国人の夫婦で2組中1組近くです(注29)。

A. 離婚の準拠法

フランスの法律と日本の法律が競合する可能性があることに注意してください。離婚の手続きを始める前に、離婚に関する管轄裁判所(フランスまたは日本)および準拠法(フランス法または日本法)を決定するために法律相談を受けることが望ましいです。

日本における離婚の手続きは、以下の通りです。

B. 日本における離婚手続き

日本では、以下の4種類の離婚の方法があります。

- ・ 協議離婚: 2019年の離婚の88%(注30)
- ・ 調停離婚: 同9%
- ・ 審判離婚: 同0.5%程度
- ・ 家庭裁判所における裁判離婚
- ・ 和解離婚: 同1.5%
- ・ 判決離婚: 同1%

審判離婚や裁判離婚をする前に、調停手続きを経ることが義務づけられていることに注意してください。これらの手続きは、すべて家庭裁判所で行われます。

29 出典:日本政府統計。2019年の国際結婚件数についてこの資料を参照:<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInflId=000031981599&fileKind=1>

1992年から2018年までの期間についてはこの資料を参照:<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411850>
国際結婚における離婚件数(1992年から2018年まで)についてはこちら:

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInflId=000031981615&fileKind=1>

30 出典:日本政府統計 <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411863>

1. 協議離婚

離婚をするということと、子がいる場合は夫婦のいずれが単独親権者となるか(「親権の行使」参照、83ページ)についての合意ができたら、「離婚届」に、夫婦双方と成人の証人2名が署名・押印して役所に提出すればなります。

離婚届の提出は、夫婦の一方が単独で提出することもできますし、郵送で、または第三者が行うこともできます。

管轄の役所は、日本人配偶者の本籍地か夫婦の住民登録地を管轄する市区町村です。

新たな取り決め(例えば、親権を有しない親が未成年の子と通信・面会・宿泊する権利行使の条件を定めるなど)を追記する欄は、離婚届に設けられていません。従って、これらの問題(親権、教育、財産分与)は、離婚届とは別に(できればその提出前に)、私製の合意書(日本語ではしばしば「離婚協議書」と呼ばれます)によって取り決めなくてはなりません。私製の書面であろうと公正証書であろうと、この協議書の作成は義務ではなく、作成するのはかなり稀と言えます。

☞ 配偶者の一方が離婚届の署名を偽造した場合(注31)、もう一方の配偶者は「離婚」するだけでなく、同意した覚えもないのに子の親権を失

う可能性があります。

実際に、離婚届には、子ごとに、離婚後の単独親権者となる親を指定するための、シンプルなチェックボックスがあります。その結果、裁判所の審査を受けることなく、この離婚届をもとに、単独親権者が決定されるのです(注32)。

配偶者による虚偽の離婚届の提出から身を守るために、日本人配偶者の住所地又は本籍地の役所に、「離婚届不受理申出書」を提出することが望ましいでしょう。提出者からこの申出書が取り下げられない限り、役所は離婚届を受理できません。

事前に「離婚届不受理申出書」を提出しなかった場合には、不正な離婚届(署名の偽造、偽計、脅迫など)の無効又は取り消し手続をすることになります。

- ・いつまでに?:不正発覚から3ヶ月以内です。
- ・どのように?:調停によりますが、調停が不成立の場合は裁判手続きとなります。
- ・どこで?:被告の住所地の家庭裁判所または当事者が合意で定める家庭裁判所です。

2. 調停離婚

離婚そのものや離婚の条件について合意に達しない場合、夫婦は家庭裁判所に調停手続を申し立てる必要があります。管轄裁判所は、原則として相手方の住所地の家庭裁判所か、当事者が合意した家庭裁判所です。裁判所は、2名の調停委員を選任します。

☞ 日本の調停委員は、夫婦双方が任意に出頭するか、日本の弁護士が不在の当事者(海外帰国人など)を代理して出頭する場合に限り、調停を行うことができます。

調停手続きは、家庭裁判所への申し立てがなされることによって開始されます。調停で合意に到

達すると、離婚合意条件を詳細に記載した調停調書が作成されます。

そして、調停成立から10日以内に調停調書(裁判所が作成します)と離婚届を役所に提出することで、終了します。

協議離婚とは異なり、調停離婚の場合、離婚届には配偶者の一方の署名のみが必要とされます。調停終了時までに合意に至らない場合、夫婦は、裁判官のもとで手続きを進める必要があります。

3. 審判離婚

この手続きは非常に稀で、調停段階でほぼ合意に達しているが、まだ決めなければならないことがある場合、あるいは、双方が合意しているが、何らかの理由で双方(あるいはその弁護士)が裁判所に出頭できない場合など、特別な場合にのみ利用されます。この場合は、審判手続きとなります。

31 https://ec3799bf-d62b-4639-acb7-07a5cf84b75d.filesusr.com/ugd/531910_b4f0cdf3a6cf412eb31d1087b-fa85e10.pdf

32 <https://atoms9.wixsite.com/rikon-alert/english>

4. 裁判離婚

注意:離婚に適用される管轄裁判所と法律を決定するには、法律の専門家に相談することをお勧めします。

日本国内の裁判所に訴訟を提起する場合、原則として被告の住所地の裁判所が管轄裁判所となり、両当事者に合意がある場合は、その合意で選んだ裁判所が管轄裁判所となります。しかし、被告が日本にいない場合でも、日本の家庭裁判所は、衡平、公平、正義、迅速などの様々な理由から、裁判を進めることができます(例:夫婦の一方が夫婦の自宅を放棄してフランスに帰国したり、フランス在住の日本人配偶者が日本に帰国して日本の裁判官に事件を委ねた場合、裁判官は、被告不在のまま、事前の調停手続を経ずに、離婚判決を言い渡すことができます)。

日本では、裁判離婚では、当事者間の和解による解決を試みます。これが失敗した場合にのみ、裁判官が判決によって、離婚の条件を決定します。

裁判離婚は、民法第770条第1項で定められた5つの理由のうち、1つ以上の理由がある場合にのみ認められます。

- ・配偶者に不貞な行為があったとき。
- ・配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- ・配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
- ・配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- ・その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

最後のカテゴリーには、DV、長期間の同居の解

消、犯罪などが含まれます。これらの事情は、それ自体では、裁判官によって離婚が認められる「十分な理由」にはなりませんが、他の状況との積み重ねによって離婚原因となる場合があります:例えば、性格の不一致、性的関係の欠如などです。原告は、これら5つの理由のうち少なくとも1つの存在を証明しなければなりません。ただし、裁判官は、これらの法的根拠の1つの存在を認めても、一切の事情を考慮して、婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却できることに留意する必要があります。

- ☞ 有責配偶者は、一定の条件のもと、「夫婦間の絆が決定的に破壊されていること」を理由に離婚を請求することができます。
 - ・別居が長期間に及ぶ場合。
 - ・扶養している子がない場合。
 - ・離婚が、相手方配偶者に感情的、社会的、経済的な損害を及ぼす恐れがない場合。

裁判離婚の手続きは、判決の確定の日から10日以内に確定判決の謄本と離婚届を役所に提出することで終了します。

- ☞ 日本で成立した離婚がフランスの法律で認められるためには、フランスで届出をする必要があります。外国で成立した離婚の執行可能性を確認するのは、検察庁の管轄です。この手続きが完了すると、フランス人配偶者の出生証明書と結婚証明書の余白に、離婚の事実を記載することができるようになります(注33)。

5. 不服申し立て

離婚に対する不服申立ては、審判離婚又は裁判離婚の場合のみ可能です。

不服申し立ての期限は、原則として審判又は判決を受けた日から2週間です。

不服申し立ては、第一審の裁判所に行わなければなりませんが、手続きは第二審の高等裁判所で行われます。

6. 離婚に伴う金銭的・非金銭的取り決めに対する強制執行

元夫婦の一方の配偶者が、離婚により生じた義務の履行をしない場合、他方配偶者は、必ずしも直接強制執行ができるわけではありません。それは、以下の事情によります。

A) 協議離婚(離婚協議書がない場合)

離婚届を提出するだけで成立させた協議離婚では、法的に有効な取り決めは、離婚届に記載された取り決め(子の親権者の指定など)のみとなります。一度申告してしまえば、変更することはほぼ不可能です。一方、離婚の際に、口頭や書面での内諾があっても、夫婦の連署がなければ、その履行を強制することは非常に難しくなります。

B) 協議離婚(離婚協議書がある場合)

私製の合意書に書かれた取り決めに基づいて、直ちに強制執行をすることはできません。私の契約(銀行ローン、売買など)が守られない場合と同様、強制執行を請求できるようにするためにには、裁判を経る必要があります。

従って、金銭条項(財産分与、損害賠償、慰謝料等)が守られない場合、まず、地方裁判所(140万円以下の請求については簡易裁判所)において、合意書に執行力を持たせるための手続(訴訟、裁判)を開始する必要があります。裁判を経ても、紛争の中心となっている取り決めが、引き続き守られない場合、地方裁判所の執行裁判官の下で、別の手続きを開始する必要があります。例えば、銀行預金、給料、不動産の差し押さえ等です。

(金銭の支払ではない)為す債務(例えば、面会交流など)について強制執行を行うためには、調停を経て(これが失敗した場合は審判を経て)、その結果獲得した条項に基づき強制執行を求める必要があります。したがって、この紛争が「裁判」によって解決されることはありません(離婚訴訟の過程で、この種の問題が取り扱われない限り)。

☞ 面会交流をさせる義務などを強制することは、それ自体是不可能であり、金銭補償を負担させることによってのみ「解決」できます(85ページの「面会交流に違反した場合の救済措置」参照)。

| 33 <https://jp.ambafrance.org/Divorcer-a-l-etranger>

C) 協議離婚(公正証書による離婚協議書がある場合)

(公証人の面前で作成された)公正証書に記載されている金銭支払いの条項については、強制執行を直接請求することができます。そのためには、地方裁判所の執行裁判官に申し立てをする必要があります。

D) 調停離婚・審判離婚・裁判離婚の場合

調停調書・審判書・判決書は、法律上、強制執行が可能な文書です。これらの文書に書かれた金銭の支払い条項については、執行裁判所(地方裁判所)に「直接」強制執行を請求することができる。必要があれば、申立人において支払義務者の口座があると考える銀行に対して、

但し、公正証書による合意では、面会交流に関する条項を強制執行することはできません。紛争が生じた場合の手続きは、私製の合意書における非金銭的条項の場合と同様です(上記参照)。

裁判所を通じて調査を求めることができます。また、執行裁判所は、非金銭的債務(面会交流権など)の不履行者に対して、直接、制裁金の支払いを命じることができます。この制裁金の支払いが任意に行われなければ、差し押さえを請求する必要があります。

C.離婚の効果

離婚は、それがどのような形式でなされたにせよ、元配偶者や子に、重大な個人的・経済的影响を及ぼします。

1. 離婚が外国人配偶者の滞在許可証に及ぼす影響

離婚をすると、配偶者ビザ(日本人の配偶者等)の保有者は、その資格を失います。そのため、離婚した人は14日以内に入国管理局に離婚届け出なければなりません。届出をしない場合、20万円の罰金と新規のビザ申請時に不利な扱いを受ける可能性があります。

☞ 単なる別居の場合、配偶者ビザは、有効期限が切れた時点(残存期間が6ヶ月未満の場合)、または遅くとも事実上の別居から6ヶ月後に確定的に失効します。ただし、例外的に、別居中の外国人配偶者の配偶者ビザが維持される場合があります(行政機関がケースバイケースで判断します。)。

- ・DVから保護する場合
- ・子の学校のために別居が必要となる場合
- ・外国人配偶者の家族の健康上の理由による長期不在の場合

2. 離婚と損害賠償請求

離婚は、その手続きの中で、夫婦の一方から請求された金銭的賠償の支払を伴うことがあります。これは、夫婦の一方が犯した「過失」(暴力、不倫、就労拒否など)によって生じた精神的損害(慰謝料)及び/または物質的損害(暴力を受けたことによる医療費など)に対する損害賠償、または、不本意ながら離婚を受け入れたことによる精神的損害の賠償が、最も多いものです。

- ・離婚調停または離婚訴訟が進行中の場合

離婚した外国人配偶者が、引き続き日本で生活するためには、原則として離婚後6ヶ月以内に在留資格を申請する必要があります。新しいビザを取得しなければ、すぐに出国しなければならなくなります。

従って、配偶者ビザを保有する方は、できるだけ早く(離婚の成立を待たずに)別の種類のビザ(例えば、永住者や定住者のビザ)を申請されることをお勧めします。後者のビザは、外国人配偶者の婚姻期間が何年か続いており、子がいる場合に許可されることがあります。この場合、外国人配偶者は、原則として、日本の法律に従って親権を持ち、日本で子を育て、家族を養う十分な経済力があることが必要です。

この金額は、(円満離婚の場合は)当事者または(裁判離婚の場合は)裁判官が自由に定めることができます。必ずしも「子の養育・教育への貢献」を負う者が支払う必要はありません。

非常に高額な場合で、税務当局から贈与と看做された場合を除き、原則として、課税の対象とはなりません。



3. 離婚と財産分与

A) 手続き

日本法では、離婚手続の中で財産分与が行われる場合、離婚自体に適用される手続き(協議離婚、調停離婚、裁判離婚)の中で、同時に手続きが進みます。

財産分与(財産、現金、債務)は、離婚に伴う義務ではありません。財産分与は、離婚手続き外で、元夫婦の一方又は双方から請求することもできます。

B) 財産分与の対象

離婚の際、財産分与は(フランスにおける)communauté de biens制度に類似した方法で行われます(他方、séparation de biensには類似していません)。従って、離婚時に財産分与の対象とされるものは、以下のものから構成されています。

- ・婚姻の日から離婚の日(離婚前に別居した場合は別居の日)までに取得した財産で、その所有権が夫婦の間で明確に確立されていないもの。
- ・婚姻期間中にそれぞれの配偶者名義で取得した財産(婚姻期間中は「自己の財産」とされるが、離婚時には共有財産とされる)。
- ・海外にある資産(例えば、フランス)。

C) 財産分与の実行

調停調書、審判書、判決書による条項や決定は、相手方の協力を必要とせずに実行可能であることを知っておくことが重要です。従って、これらのいずれかに基づいて、財産分与により不動産を取得した者は、直接、不動産の登記名義を変更することができますし、金銭の債権者は、新たな手続きを開始することなく、執行手

ますが、離婚後、最長で2年以内に限られます。この手続きは、双方の合意に基づくか、家庭裁判所の調停・審判によって行われます。

☞ 財産分与が双方の合意によって行われる場合、公正証書でその取り決めをすることが望ましいでしょう。

但し、個人的な財産(衣類など)、婚姻前に取得した財産、元配偶者の一方が贈与・相続で取得した財産は除かれます。

分割する財産を算定するには、プラス財産(資産)とマイナス財産(負債)の算定が必要となります。夫婦財産契約や(財産分与時の)合意に定めがない限り、純資産が原則として2分の1ずつで分割されます。

なお、資力や財産の一部が隠されている疑いがある場合には、弁護士に相談して調査することも可能です。

続き(債務者の口座または給与に対する差押え)を開始することができるようになります。

海外での財産分与の実行は、より複雑で不確定です:日本での合意、審判、判決の合法性が認められることを前提に、当該国特有の手続を開始する必要があります。

4. 離婚と子

離婚手続きの際の子に関する家族法のルールは、フランスと日本では大きく異なります。従って、日仏カップルの離婚にどちらの法律が適用されるかを判断することは、重要な問題です(この問題についてはアドバイスを求めてください)。日本法が適用される場合、以下のようなルールがあります。

A) 離婚後の親権行使

注意:日本法でも、フランス法と同様に、婚姻中は双方の親が共同で親権行使します。一方、日本法では、離婚後の親権の共同行使は認められていません。フランス法とは異なり、日本の民法819条は、離婚後は父母の一方のみが親権を保持すると定めています。もう一方は、子に対して何らの権利も有しません。

☞ 離婚の際、親権は「子ごと」に決定されます。そのため、兄弟姉妹の親権者が、父親と母親の間で別れることもあり得ます(子が2人の離婚では5%、子が3人の離婚では11%です。^{注34)})。

元配偶者双方が希望し、合意した場合には、日本法の下でも、(ごくごく例外的ですが)以下の取り扱いは禁止されではありません。

- ・監護権者と親権者(財産管理、法定代理権)を分ける(稀なケースだが実証されています)
- ・共同監護権(理論的にあり得るケースです)

☞ これらの選択は双方の合意によって行われますが、離婚届には「親権者」の欄しかありません(「監護者」を指定する欄はありません)。円満な合意に基づき、十分うまくいくケースもあります。更に正式なものにするには、私製の契約書を作成することが望ましいです。希望する条項を含む公式な文書を作成するためには、その後、調停を行うことが推奨されます。実際

には、調停を成立させるためには裁判官の同意が必要ですが、この種の取り決めには一般的に消極的です(例えば、既に数年間このやり方がうまく機能している状況を、更に延長するというような場合は別です)。

「親権」と「監護権」の分離

法律では、親権と監護権を分離することは許されます:例えば、子の財産管理権や法定代理権は父親に、監護権は母親に認める、と言ったことです。このため、監護権者は、親権がなくても、子と一緒に暮らすことができるのです。

一方、監護権者は、親権その他の属性を持たないため、子を法的に代理することはできません。

☞ 子のパスポートを申請できるのは、子の法的代理権を持つ親だけです。

共同監護権

親権は、離婚後は父母の一方にしか与えられませんが、私的な取り決め(子の戸籍には記載されませんが)により、父母の双方が監護権を共有することを合意することができます。この場合、子の監護に関するすべての事項(転居の際の事前承諾、教育についての合意など)について、父母の合意が必要です。

但し、このような例外は稀です。

| 34 出典:日本政府統計 <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003411869>

© オレス・ジャポン 2023 / 本書の内容は2023年7月現在のものです

B) 裁判官による親権の帰属

協議離婚又は調停離婚の場合、父母は、協議に基づき、単独で親権行使する父又は母を指定します。裁判離婚の場合、裁判官は、以下の基準（重要度の高い方から記載）に照らして親権の帰属を決定します。

- ・監護の継続性：離婚手続き中に子を監護している親は、親権を獲得する可能性が高いです。従って、親の一方によって子が連れ去られた場合、家庭裁判所において、子の返還を得るために緊急の仮処分を行うことが推奨されます。そうでない場合は、監護の継続性（原状維持）を確保するために、連れ去った親に親権を認めることがあります。
- ・15歳以上の子の意思（15歳未満の子の場合も、調査官は、通常は報告書の中で子の意思について言及しますが、この調査は制度的に行われているわけではなく、また、子の選択が裁判官の判断に与える影響は、子が15歳以上の場合

合ほど大きくありません。）。

- ・監護歴：裁判官は、裁判以前に子を監護していた親に有利に判断します。日本では、通常は母親です。
- ・連れ去りの非合法性：暴力や嘘を伴って連れ去った場合は「非合法」とされます。
- ・面会交流の承諾（親権が認められた場合、もう一方の親との面会を妨害するかどうか）
- ・子を養育するのに十分な経済状況
- ・家庭環境（監護のサポート：祖父母が近くにいるなど）
- ・親の日本語能力
- ・長期の滞在許可を得ていること

実務では、裁判官は、90%以上のケースで母親に親権を与えています（注35）。

するのに付き添う（両親が会わないようにする）、面会の間付き添って見守る

- ・第三者機関の敷地の中で、監護権を持たない親と子の面会を取り持つ（「連れ去りのリスク」を回避するための措置としてよく提示される）、場合によっては第三者の同席を保証する（特に「暴力のリスク」がある場合）、など。これらのサービスは無料ではなく、非常に高額になる場合があります（特に機関の敷地内で提供される場合）。費用の分担について両親が合意できない場合、家庭裁判所での調停、または、それが失敗した場合は審判によって決定することができます。

い、その義務の履行を督促することができます。しかし、法律では、制裁金（面会交流が実現しないたびに一定の金額を支払う義務）以外の強制力は規定されていません。そのためには、面会の日時、場所、手段が特定されていることが必要です（専門家のアドバイスを受けてください）。制裁金の支払いがなされない場合、執行裁判所に対して債務者の財産または給与の差し押さえを請求することができます。

☞ 面会権は、養育費の代償とはみなされません。その結果、面会交流がなされないことを理由に養育費の支払いを停止すると、金銭債務の債務者は、給与の差し押さえの危険にさらされることになります。

面会交流に違反した場合の救済措置

家庭裁判所は、面会交流の権利を奪われた親からの請求により、子の監護者に履行勧告を行

C) 親権を持たない親の面会権

親権を持たない親は、婚姻中（別居中の場合）及び離婚後に、自分の子と面会する権利を有します（注36）。

面会交流権の取得

面会交流の条件について双方の合意がない場合、元配偶者は、家庭裁判所で調停することができます。調停が不調に終わった場合、紛争解決は裁判官の手に委ねられます。裁判官は、当事者間の関係や、面会の経緯などを考慮します。このため、裁判官が判断を下す前に、面会が

頻繁に行われていることが重要です。そうでない場合、日本の裁判官は、面会頻度を月1回程度に決める傾向があります。

- ☞ 面会交流の実施が、専門の「第三者機関」（面会交流の第三者機関）に委託されることもあり、「第三者機関」は（場合によって）次のような役割を担っています。
- ・面会の日程調整（日時と場所を決め、両親が直接連絡を取らなくても済むようにする）
 - ・子たちが自宅から外部の面会場所まで往復



35 出典：日本法務省統計（2019年）：<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/028/010028.pdf>

36 日本民法第766条第1項。

D) 養育費

養育費は、親権や監護権がない親が、子の養育や教育に貢献するために支払うものです。協議がまとまらない場合は、家庭裁判所(調停、必要な場合は審判)に委ねられます。金額を決定するために、裁判官は、日本の平均的な家族経費の統計を用い、以下を考慮しています。

- ・各当事者の年間収入
- ・子の数
- ・子の年齢

養育費の額は、収入に大きな変化があった場合(病気、失業など)、正確な評価に基づき改定することができます。

不払いの場合は、「離婚に伴う金銭的・非金銭的取り決めに対する強制執行」(79ページ)の項を参照してください。

☞ より頻繁な面会の権利を得る交渉のために、多くの養育費を支払うことを提案することは可能です。しかし、このことは、親権を持つ親が面会を撤回したり、中止することから防御するものではありません(交渉によって得た養育費を受け取り続ける場合であってもです)。

算定表(最新版:2019年版)

https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

1から9種類があります:離婚後の養育費を定めています(夫婦に子がいる場合のみ存在するものです)。



3 異婚と年金

日本の年金法は複雑なので、ここでは離婚の場合に適用される主要な原則のみを述べます。

いざと言うときに:
誰に相談すればいいのでしょうか?

- ・お住まいの市区町村の年金事務所(東京など各地区にある)。無料。
- ・労働・社会保障法の法律顧問(社労士)。有料。

A) 一般原則

日本の年金制度は、日本に居住する20歳以上60歳未満のすべての人(外国人を含む)を加入対象とする、いわゆる「基礎年金」である国民年金と、補完的な「職能年金」(特に民間企業の社員、公務員、教師が加入対象)である厚生年金から構成されています。自営業者は基本年金にしか加入できず、厚生年金に加入することはできません。

B) 異婚が保険料に及ぼす影響と年金受給権

離婚した場合でも、日本に居住しているフランス人配偶者は:

- ・年金保険料を納め続けなければなりません。
- ・日本で10年以上保険料を納付している場合は、年金受給権を取得する時点でフランスに居住していても、日本の年金を受給することができます。

他方、離婚により日本に住所を持たなくなったフランス人配偶者は、日本の年金を収め続けることはできません。保険料を10年間収めないまま出国した場合、原則として日本での年金受給権を失います。ただし、退職時にフランスでも保険料を払っていた場合はこの限りではありません。この場合、日仏社会保障協定では、日本での保険料納付期間も含め、すべての納付年数をカウントすることができるとされています。

日本を離れる際には、「脱退一時金」の権利行使して、支払った保険料の一部を取り戻すことができます(取り戻せる額は最大で1年半または2年分の保険料に相当します)。この制度は、国民年金と厚生年金の両方に適用され、一定の条件を満たす必要があります。

- ・日本国籍者でないこと
 - ・どちらかの年金制度に半年以上加入していること。
 - ・日本国内に住所がないこと
 - ・日本国内で年金受給権を取得していないこと(10年以上納付した外国人や、すでに年金を受給している人は対象外)
- 脱退一時金の申請は、日本を出国してから2年以内に行う必要があります。

☞ この脱退一時金を利用すると、年金計算の際に日本での勤務年数が考慮されなくなります。そのため、日仏社会保障協定に基づき、両国におけるすべての納付期間をカウントするためには、この制度は適用しないことが望ましいでしょう。

更に情報を得るには:

日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/international/pamphlet/english/index.html>

C) 离婚と年金分割

離婚した場合、夫婦のどちらかが厚生年金に加入していなければ、年金分割はできません。年金分割は、離婚の際に自動的に行われるものではありません。年金分割を行うためには、いくつかの方法があります。

・ 双方の合意に基づき、年金事務所で手続きをする方法

- ・ 双方の合意がない場合:離婚手続き中、または離婚後最長2年以内に調停または審判を行う方法
- ・ 夫婦のどちらかが第3号被保険者(被扶養者、無収入者)である場合に、その者の請求により(双方の合意なく)行う方法(3号分割)

なお、一方の配偶者が得る年金が増えると、他方の配偶者の年金は減ります。



結びに

フランスと日本との間には、類似点もありますが、大きな相違点もあるというの
が、本書での概観-かなりまとまっていますが、必然的に不完全なものではあります-から受けた最終的な印象です。

家庭のあり方も、その中の家族それぞれの位置づけも、文化的な観点からは根本的に異なっています。この違いは、日本に根を下ろすことを選択したフランス人にとっては人生を豊かにすることになるかもしれません、紛争が起こった場合には大きな苦しみをもたらすことにもなりかねません。

予期せぬ、文字通り「想像を絶する」出来事であるからこそ、その苦しみはより大きなものになります。親による子の連れ去りの例は、そのことを示す悲しい例です。

フランスと多くの価値観を共有するこの国で、離婚した夫婦の3分の2以上で、子が両親のどちらかと連絡を取りなくなり(すべての子の基本的権利ですが)、これを救済する法的解決策が、いまだに事実上存在しないということは、フランス人にとっては全く想定外のことです。このような苦しみを少しでも減らすこと-可能な限り回避すること-、少なくともその苦しみの激しさを減らすことを目的に、オレス・ジャポンはこのプロジェクトを実施し、まずその可能性について注意を喚起したいと願いました。結婚に関する観念と法律の違いを、その最も驚くべき側面まで含めて知り、最大の落とし穴を予期し回避する手段を得ることは、決して悲観的で敗北主義的になることではありません。この本

を注意深く読むことで、多くのカップルが障害をよく知り、自らを強化し、より永続的で幸福な関係を築くことができるようになることを、オレス・ジャポンは願っています。

最後に、本書の第IV章(フランス人と日本人の結婚とその法的側面)は一般的な解説であり、法務マニュアルではないことを忘れてはなりません。どんなに詳しく書かれていても、決して網羅的なものではありません。また、法律は生きていて変化するものであり、その適用は個々のケースごとに判断されます。よくわからないことがあれば、迷わず法律の専門家に相談してください。

この本を読み終えたとき、現在あるいは将来の日仏カップルが、結婚あるいは家族のプロジェクトを成功させるための、より良い資質を備えていることを、オレス・ジャポンは心から願っています。

法律相談

日本全国で、自治体や弁護士会が主催する低料金(あるいは無料)の法律相談が開催されています。例えば、池袋にある東京パブリック法律事務所(TPLO)のインフォメーションセンター(日本語と英語)などです。
<https://t-pblo.jp/fiss/fr/>



知っておくと便利な情報: 日仏家族会

日本で: AFFJJ(日仏家族会)
Association des Familles Franco-Japonaises au Japon
ホームページ:
<https://affjj.wordpress.com>
お問い合わせ: affjj2000@yahoo.fr

フランスで: AFFJ(日仏家族の会)
Association des Familles Franco-Japonaises
ホームページ: <https://ameblo.jp/affj-nichifutsukazokunokai@hotmail.com>
お問い合わせ: affj-nichifutsukazokunokai@hotmail.com

弁護士を選ぶ際の注意点

- ・日本では、フランスと同様、3つの審級があります。弁護士によっては、3つの審級を全てカバーする契約を用意しているところもあれば、審級(第一審、控訴審、最高裁)ごとに支払いを要求するところもあります。
- ・報酬は、通常、固定的な着手金と、目標達成の有無に応じた変動部分(「成功報酬」)から構成されます。

書籍: 日本での親による連れ去りを題材にしたフランス小説
Tout peut s'oublier, Olivier ADAM, éd. Flammarion, 2021.

注意:
この2つの協会は、互いに全く独立しています。



5 付録

| | |
|-------------|-----|
| 付録1 届出用紙等 | 94 |
| 付録2 日仏法律用語集 | 100 |

付録1

届出用紙等

Exemple de la ville d'Osaka. Le formulaire peut varier légèrement selon les communes

Crédit : municipalité d'Osaka <https://www.city.osaka.lg.jp>

Licence Creative Commons CC-BY4.0 <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.fr>

Partage et adaptation autorisés sous tous formats, à condition de créditer l'Oeuvre, d'intégrer un lien vers la licence et d'indiquer si des modifications ont été effectuées à l'Oeuvre.

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|
| 婚姻届 | | 受理 令和 年 月 日 第 号 | | 発送 令和 年 月 日 (大阪市・区長印) | |
| 令和 年 月 日届出 | | 送付 令和 年 月 日 第 号 | | | |
| (あて先) 大阪市 区長 | | 書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住 民 票 通 知 | | | |
| 本届書中 字加入 字削除 字訂正 住所を定めた年月日 夫 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 妻 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 記入の必要はありません。 | | (1) (よみかた) 氏名 生年月日 住所 (住民登録をしてあるところ) 本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください) 父母の氏名 父母との続柄 (他の義父母は その他の欄に 書いてください) | | 夫になる人 妻になる人 氏 名 氏 名 年 月 日 年 月 日 丁目番地号 丁目番地号 世帯主の氏名 世帯主の氏名 丁目番地番 丁目番地番 筆頭者の氏名 父 続き柄 父 続き柄 母 男 母 女 □夫の氏 新本籍(左の□の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) □妻の氏 丁目番地番 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください) | |
| | | | | (4) 婚姻後の夫妻の 氏・新しい本籍 (5) 同居を始めた とき (6) 初婚・再婚の別 (7) 同居を始める前 の夫妻のそれ おもな仕事と 夫妻の職業 (8) 連絡先 (昼間連絡が取れるところ) 電話() 自宅・勤務先・ 呼出() 方 確認通知 免・バ・保 不受理 □有 □無 | |
| 届出人 署名押印 | | 夫 (印) | | 妻 (印) | |
| 事件簿番号 | | 署名は旧姓で書いてください | | | |

記入の注意

- 黒ボールペンか黒インキで正しく書いてください。
- 婚姻する方が未成年のときは父母の同意が必要です。同意書を添付するか、届書の「その他」欄に「この婚姻に同意する」と書いて、父母が署名して印鑑を押してください。
- 届出人及び証人の方は、それぞれ別々の印鑑を押してください。

| | | |
|------|-------|-------|
| 証人 | | |
| 署押印 | (印) | (印) |
| 生年月日 | 年月日 | 年月日 |
| 住所 | 番地 | 番地 |
| 本籍 | 丁目番地番 | 丁目番地番 |

○

証人には、未成年の方であればどちらでも

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 - □には、あてはまるものに□のようにしるしを必ずつけてください。
(例 「夫の氏の場合」 □夫の氏 (妻の氏の場合) □夫の氏)
□妻の氏 □妻の氏
 - 外国人と婚姻する人がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍が作られますので希望する本籍を書いてください。
 - 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

令和 年 月 日
午前・午後
時 分受領

| |
|-----------|
| 氏名 |
| 住所 |
| 使用者 |
| 免バ保 確認 |

| |
|----------|
| 通知 年 月 日 |
| 確認 通知 |

ご持参いただくもの

- 夫になる人及び妻になる人の印鑑
- 本籍地でない役所に届け出るときは、戸籍謄本・抄本が必要です。大阪市に提出する場合は戸籍抄本ですが、再婚等の場合は戸籍謄本を必要とすることがあります。
- 外国籍の方は、上記以外にもご持参いただくものがありますので、区役所にお問合せください。

届出地

夫になる人もしくは妻になる人の本籍地、又は所在地のいずれかの役所に出てください。
この届は、土・日曜日や祝日でも届け出ることができます。ご不明な点があれば、事前にご相談ください。

《届出人の本人確認について》

虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

| | |
|--------------|----|
| 確認 | 通知 |
| 免・バ・保 | |
| 不受理 □有 □無 | |

婚姻届

受付 Ordre : année/mois/jour 発送 令和 年 月 日
(大阪市・区長印)

令和 3年 4月 1日届出

送付 第 Pour les années utiliser l'ère japonaise,
sauf pour votre date de naissance.

(あて先) 東京都 港 区長

本届書中字加入字削除字訂正

Nom et prénom du chef(fe) de la famille (selon la loi japonaise) (le cas échéant)

夫 Personne non-japonaise : écrivez seulement le nom de son pays, en katakana.

平成 年 月 日

Si vous avez des parents adoptifs, écrivez leur nom en-dessous.

nom et prénom des parents

lien père 山本亮 (夫の氏) mère 山本恵 (妻の氏)

lien* père デュボワ・フランス (夫の氏) mère デュボワ・マリ (妻の氏)

lien 次女

Nouvelle adresse de domiciliation de l'état civil de l'époux(se) japonais(e) après le mariage

Date de début de cohabitation (mois) 令和 3 年 1 月 (Cette date ne peut pas être postérieure à celle du mariage.)

Premier mariage ou re-mariage premier mariage veuf veuve divorcé

Type d'occupation de la personne principale source de revenu de foyer de chacun des époux avant le mariage

profession des époux époux épouse

連絡先 (登録が取れるところ) 電話 () 番 自宅・勤務先、呼出 () 方

Nom et prénom complets écrit à la main de façon lisible par chaque intéressé(e), sceau ou empreinte digitale du pouce droit

époux 山本大樹 (印) épouse デュボワ エロディアメリ (印)

書類は両性で書いてください

記入の注意

- 黒ボールペンか黒インクで正しく書いてください。
- 婚姻する方が未成年のときは父母の同意が必要です。同意書を添付するか、届書の「その他」欄に「この婚姻に同意する」と書いて、父母が署名して印鑑を押してください。
- 届出人及び証人の方は、それぞれ別々の印鑑を押してください。

Nom et prénoms complets écrit à la main de façon lisible par chaque intéressé(e), sceau ou empreinte digitale du pouce droit

Date de naissance

Adresse

Japonais(e) : Adresse de la domiciliation de l'état civil

Non Japonais(e) : nom du pays dont vous êtes ressortissant(e)

- には、あてはまるものに□のようにしを必ずつけてください。
例 (夫の氏の場合) 夫の氏 妻の氏 夫の氏 妻の氏

Exemple :
1e(re) fils/fille : 長男(長女)
2e fils/fille : 次男(次女)
3e fils/fille : 三男(三女)

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

Date de divorce ou date de décès du conjoint ou de la conjointe

ご持参いただくもの

- 夫になる人及び妻になる人の印鑑
- 本籍地でない役所に届け出るときは、戸籍謄本・抄本が必要です。大阪市に提出する場合は戸籍抄本ですが、再婚等の場合は戸籍謄本を必要とすることがあります。
- 外国籍の方は、上記以外にもご持参いただくものがありますので、区役所にお問合せください。

届出地

夫になる人もしくは妻になる人の本籍地、又は所在地のいずれかの役所に出してください。
この届は、土・日曜日や祝日でも届け出ることができます。ご不明な点があれば、事前にご相談ください。

《届出人の本人確認について》

虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

確認通知

免・バ・保

不受理

□有 □無

Témoins (pas obligatoirement présents à la mairie)

| | |
|-----------------|----------------|
| 山本亮 | 花田春美 |
| 昭和 24 年 5 月 6 日 | 平成 4 年 7 月 8 日 |
| 東京都港区南麻布 | 神奈川県横浜市金沢区白帆 |
| 4 丁目 11 番地 号 | 1 丁目 1 番地 号 |

証人には、成年の方であればどなたでも

令和 年 月 日
午前・午後 時 分受領

| |
|-----|
| 氏名 |
| 住所 |
| 使用者 |
| 確認 |

通知 年 月 日

| | |
|----|----|
| 確認 | 通知 |
|----|----|

Traduction : K. Iguchi.

AUTRES FORMULAIRES UTILES (liens de téléchargement):

Kon'in todoke (déclaration de mariage):

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000369/369788/konin.pdf>

Ninchi todoke (déclaration de reconnaissance de paternité):

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000369/369783/ninchi.pdf>

Shinken todoke (déclaration d'autorité parentale):

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000369/369873/11.pdf>

Rikon todoke (déclaration de divorce):

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000369/369802/09.pdf>

Pour une version en anglais voir :

<https://atoms9.wixsite.com/rikon-alert/english> puis « Download Divorce Notice »

Rikon todoke fujuri mōshide (pétition de non-acceptation de déclaration de divorce):

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000369/369897/rikon.pdf>

Yōshiengumi todoke fujuri mōshide (pétition de non-acceptation de déclaration d'adoption):

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000369/369897/yousienngumi.pdf>



付録2

日仏法律用語集

(一部意訳を含む)

| | | | Hon an | 本案 | Procès sur le fond |
|--------------------------|------------------------------|---|-----------------------------|-----------|---|
| Bekkyo | 別居 | Résider séparément | Hôtei dairinin | 法定代理人 | Représentant légal |
| Bengoshi | 弁護士 | Avocat(e) | Inkan | 印鑑 | Sceau |
| Boshikenkotechô | 母子健康手帳 | Livret de maternité et de santé de l'enfant | Isharyô | 慰謝料 | Dédommagement pour un préjudice moral |
| Chihô saibansho | 地方裁判所 | Tribunal régional | Jinmeiyôkanji | 人名用漢字 | Les 863 kanjis autorisés par le ministère de la justice pour les noms personnels, en plus des kanjis à usage commun (jôyô kanji). |
| Chokusetsu shikkô | 直接執行 | Procédure d'exécution forcée directe d'un jugement | | | |
| Chôtei | 調停 | Conciliation quasi-judiciaire | Jinshin hogo meirei | 人身保護命令 | Ordonnance d'habeas corpus |
| Chôtei chôsho | 調停調書 | Accord de conciliation quasi-judiciaire (document écrit) | Jinshin hogo seikyû | 人身保護請求 | Procédure d'habeas corpus |
| Chôtei ni kawaru shinpan | 調停に代わる審判 | Arbitrage (suite à l'échec d'une conciliation) | Josei sôdan sentâ | 女性相談センター | Centre d'aide et d'information pour les femmes (voir aussi «fujin sôdanjo») |
| Chôtei rikon | 調停離婚 | Divorce par conciliation quasi-judiciaire | | | |
| Dattai ichiji kin | 脱退一時金 | Allocation unique de sortie du système de retraite japonais (remboursement partiel des cotisations versées) | Jôyô kanji | 常用漢字 | «Kanjis à usage commun» (2136 kanjis décrétés d'usage courant par le ministère de l'éducation japonais) |
| Diivui (dv) | ディーブイ | Violences conjugales | Jû kokuseki | 重国籍 | Le fait de posséder plus d'une nationalité (voir aussi njû kokuseki) |
| Diivui hogo meirei | ディーブイ保護命令 | Ordonnance de protection pour violences conjugales | | | |
| Dôkyo | 同居 | Résider dans le même logement | Jûmin hyô | 住民票 | Certificat de résidence (délivré par la mairie) |
| Dôsei(kek)kon | 同性(結)婚 | Mariage entre personnes de même sexe | Jûmin-ka | 住民課 | Section en charge des résidents (à la mairie): état civil, enregistrement du domicile, etc. (parfois appelé «shiminka») |
| Fûfu | 夫婦 | Couple marié | | | |
| Fûfuzaisan keiyaku | 夫婦財産契約 | Contrat de mariage | Kan'i saibansho | 簡易裁判所 | Tribunal simplifié (pour les affaires au civil dont les demandes n'excèdent pas 1,4 million de yens) |
| Fûfuzaisansei | 夫婦財産制 | Régime légal au japon | | | |
| Fujin sôdanjo | 婦人相談所 | Centre d'aide et d'information pour les femmes (notamment en cas de violences conjugales) | Kangoken | 監護権 | Droit de garde |
| | | | Kangosha | 監護者 | Détenteur du droit de garde |
| Futsû yôshien gumi | 普通養子縁組 | Adoption simple | Kansetsu kyôsei kin | 間接強制金 | Astreinte financière |
| Hâgu jôyaku | ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) | Convention de la Haye (notamment: convention du 25 octobre 1980 sur les aspects civils de l'enlèvement international d'enfants) | Kansetsu shikkô | 間接執行 | Procédure d'exécution forcée indirecte d'un jugement |
| | | | Katei saibansho | 家庭裁判所 | Tribunal aux affaires familiales |
| | | | Keisatsusho | 警察署 | Commissariat de police (à ne pas confondre avec les postes de police de proximité: «kôban») |
| Haigûsha | 配偶者 | Conjoint(e) | | | |
| Haigûsha biza | 配偶者ビザ | Visa de conjoint(e) de japonais (visa d'époux) | Kekkon | 結婚 | Mariage |
| Haigûsha bôryoku | 配偶者暴力相談支援センター | Centre d'aide aux victimes de violences domestiques. (voir aussi «fujin sôdanjo») | Kekkon yôken gubi shômeisho | 婚姻要件具備証明書 | Certificat de capacité à mariage (CCAM) |
| sôdan shien sentâ | | | Kodomo | 子ども | Enfant |
| Hanketsu rikon | 判決離婚 | Divorce par jugement | Kôkoku | 抗告 | Appel (d'une décision de justice) |
| Higai todoke | 被害届 | Plainte | Kokumin nenkin | 国民年金 | Système de retraite public et universel |
| Hômukyoku | 法務局 | Bureau local du ministère de la justice | Kokusai kekkon | 国際結婚 | Mariage mixte (entre personnes de nationalités différentes) |

| | | | | | |
|----------------------------------|------------|---|----------------------------------|------------|--|
| Kokuseki | 国籍 | Nationalité | Ninchi todoke | 認知届 | Déclaration de reconnaissance de paternité |
| Kokuseki no ryūho | 国籍の留保 | Demande de maintien de la nationalité japonaise | Oya | 親 | Parent (père ou mère) |
| Kokuseki no sentaku | 国籍の選択 | Choix de nationalité | Poketto manéé | ポケットマネー | Système dit de «l'argent de poche». |
| Kokuseki saishutoku | 国籍再取得 | Demande de réintégration dans la nationalité japonaise | Rikō kankoku | 履行勧告 | Avertissement adressé par un juge suite au non-respect des clauses d'un accord de conciliation quasi-judiciaire, d'un arbitrage, ou d'un jugement. |
| Kon in todoke | 婚姻届 | Déclaration de mariage | | | |
| Kon'in hiyō | 婚姻費用 | Pension alimentaire versée entre époux séparés mais non divorcés | | | |
| Kōsei nenkin | 厚生年金 | Système complémentaire de pensions (retraite), dit «professionnel» | Rikon | 離婚 | Divorce |
| Kōsei shōsho | 公正証書 | Acte authentique | Rikon kyōgisho | 離婚協議書 | Convention amiable de divorce |
| Koseki | 戸籍 | Etat civil d'un individu japonais | Rikon todoke | 離婚届 | Déclaration de divorce |
| Koseki tōhon | 戸籍謄本 | Document d'état-civil propre au Japon, au contenu similaire à celui d'un livret de famille français | Rikon todoke fujuri mōshide sho | 離婚届不受理申出書 | Pétition de non-acceptation de déclaration de divorce |
| Kōshō yakuba | 公証役場 | Office de notaire public | Rikon todoke juri shōmeisho | 離婚届受理証明書 | Certificat de dépôt d'une déclaration de divorce |
| Kōtō saibansho | 高等裁判所 | Cour d'appel | Rikon todoke kisajikō shōmeisho | 離婚届記載事項証明書 | Certificat portant copie complète des informations de la déclaration de divorce |
| Kuyakusho | 区役所 | Mairie (d'arrondissement) | Saiban | 裁判 | Procès (voir aussi soshō) |
| Kyōdō kangoken | 共同監護権 | Droit de garde partagé | Saiban rikon | 裁判離婚 | Divorce contentieux |
| Kyōdō shinken | 共同親権 | Autorité parentale partagée | Saibankan | 裁判官 | Juge |
| Kyōgi rikon | 協議離婚 | Divorce par consentement mutuel | Saïn | サイン | «Signature»: consiste au Japon à écrire son nom en katakana ou en toutes lettres de façon manuscrite et lisible. |
| Kyōsei shikkō | 強制執行 | Exécution forcée (d'une décision judiciaire) | | | |
| Kyōyū zaisan | 共有財産 | Biens indivis | | | |
| Menkai kōryū | 面会交流 | Droit de visite du parent non gardien | Sangō bunkatsu | 3号分割 | Rééquilibrage (partiel) du montant des pensions de retraite entre deux ex-conjoints |
| Menkai kōryū no daisansha kikan | 面会交流の第三者機関 | Organisme tiers (pour l'organisation du droit de visite) | | | |
| Minji rentai keiyaku | 民事連帯契約 | Pacte civil de solidarité (Pacs) | Seijin(sha) | 成人(者) | Personne majeure |
| Miseinen(sha) | 未成年(者) | Personne mineure | Seikatsu anzen ka | 生活安全課 | Section de la protection de la vie quotidienne (dans un commissariat) |
| Miseinensha ryakushu yūkai zai | 未成年者略取誘拐罪 | Enlèvement de mineur avec violences, menaces ou mensonges | | | |
| Myōji | 名字 ou 苗字 | Nom de famille (également : sei 姓, et uji 氏 en langage juridique) | Seinen (ou : seijin nenrei) | 成年(成人年齢) | Âge de la majorité civile |
| Naien | 内縁 | Mariage de fait | Sekkin kinshi meirei | 接近禁止命令 | Ordonnance d'interdiction de s'approcher ou de contact avec une victime de violences conjugales |
| Nenkin jimusho | 年金事務所 | Bureau local des services de pension | Sensei kyōjutsu sho | 宣誓供述書 | Déclaration écrite sous serment |
| Nihon kokuseki no sentaku sengen | 日本国籍の選択宣言 | Déclaration de choix de la nationalité japonaise | Sharōshi (shakai hoken rōmu shi) | 社労士 | Conseiller juridique en droit du travail et de la sécurité sociale |
| Nihonjin no haigūsha tō biza | 日本人の配偶者等ビザ | Nom complet pour visa d'époux (voir aussi : «haigūsha biza») | Sherutā (shelter) | シェルター | Refuge (structure d'accueil) pour personnes victimes de violences conjugales |
| Nijū kokuseki | 二重國 | Double nationalité (binationnalité) (voir aussi : jū kokuseki) | Shikkō saibankan | 執行裁判官 | Juge de l'exécution (JEX) |

| | | | | | | |
|--|-------------------|---|--|--------------------|------------|--|
| Shiminka | 市民課 | Voir « jūminka » | | Yōshiengumi todoke | 養子縁組届不受理申出 | Pétition de non-acceptation de déclaration |
| Shinjin kijitsu | 審尋期日 | Date d'audience (au tribunal) | | fujuri mōshide | | d'adoption (demande de refus d'adoption sans consentement) |
| Shinken | 親権 | Autorité parentale | | | | |
| Shinkensha | 親権者 | Détenteur de l'autorité parentale | | Zairyū kādo | 在留カード | Carte de résident |
| Shinpan | 審判 | Procédure d'arbitrage ; sentence arbitrale | | Zaisan bun'yo | 財産分与 | Partage des biens après un divorce |
| Shinpan mae no hozen shobun | 審判前の保全処分 | Mesures conservatoires | | | | |
| Shinpan rikon | 審判離婚 | Divorce par arbitrage | | | | |
| Shiyakusho | 市役所 | Mairie | | | | |
| Shusshō todoke | 出生届 | Déclaration de naissance | | | | |
| Shusshō todoke juri shōmeisho | 出生届受理証明書 | Certificat de dépôt de l'enregistrement de la naissance | | | | |
| Shusshō shōmeisho | 出生証明書 | Certificat de naissance | | | | |
| Songaibaishō | 損害賠償 | Dédommagement pour un préjudice (moral et/ou matériel) | | | | |
| Soshō | 訴訟 | Procès (voir aussi saiban) | | | | |
| Taikyo meirei | 退去命令 | Ordonnance d'éloignement | | | | |
| Teijūsha (visa) | 定住者 | Type de visa de longue durée sans restriction d'activités professionnelles pouvant notamment être accordé – sous certaines conditions – aux descendants de Japonais des 2 ^e et 3 ^e génération (et à leurs conjoints), et aux veufs et divorcés de Japonais. | | | | |
| Todokede | 届出 | Déclaration (démarche administrative) | | | | |
| Todokenin | 届人 | Personne qui dépose un document (pour une démarche administrative) | | | | |
| Tōki | 登記 | Enregistrement officiel (démarche ayant valeur juridique) | | | | |
| Tōkyō chihō saibansho | 東京地方裁判所 | Tribunal régional de Tokyo | | | | |
| Tokuyū zaisan | 特有財産 | Biens propres | | | | |
| Tsuresari (ou : oya ni yoru kodomo no tsuresari) | 連れ去り(親による子供の連れ去り) | Le fait, pour un parent, de quitter le domicile conjugal avec son/ses enfant(s) sans l'accord de l'autre parent | | | | |
| Wakai rikon | 和解離婚 | Phase de conciliation au début d'une procédure de divorce contentieux | | | | |
| Yōiku hi | 養育費 | Contribution à l'entretien et à l'éducation des enfants (pension alimentaire) | | | | |

メモ

編集統括

オレス・ジャポン会長 イヴ・アルマニ

一般社団法人才レス・ジャポン(在日フランス人相互扶助機関)
〒106-8514 東京都港区南麻布4-11-44フランス大使館領事部内

連絡先 : info@olesjapon.org

ウェブサイト : <https://olesjapon.wordpress.com>

フェイスブックページ : olesjapon2015

エディトリアルデザイン

ジュリ・ブランシャン・フジタ(作家・イラストレーター)

www.julieblanchin.com

写真

藤田一世

www.isseifujita.com

© 2021一般社団法人才レス・ジャポン

出版者名 : 一般社団法人 オレス・ジャポン

OLES Japon Ed.

ISBN 978-4-9911931-0-1

C2036

¥1500E

定価(本体 1500円+税)

発行 : 株式会社プリントパック



在日フランス人相互扶助機関 一般社団法人才レス・ジャポン

OLES JAPON (ORGANISME LOCAL D'ENTRAIDE ET DE SOLIDARITÉ JAPON)

役員構成(2023年3月1日現在)

会長 : フィリップ・アヴリル

副会長 : ミシェル・ラショセ

副会長 : クロード・レヴィ アルヴァレス

会計 : エリク・ロラン

事務局長 : パスカル・マージュ

副事務局長 : 井口紘一

オレス・ジャポン ~連帯を行動に~!

会員になる、または寄付をすることで、連帯の連鎖に参加しましょう。

日本の法律に基づく団体である一般社団法人才レス・ジャポンは、居住しているか一時的な滞在であるかにかかわらず、日本で困難な状況にあるフランス人とその家族を支援することを目的としています。

社会的援助のための領事業務を補完し、在日フランス大使館領事部および在外フランス人選挙区日本選出代議員と協力して各種対応に当たっています。しばしば複合的な問題として表出する道徳的、社会的、また経済的な困窮状況に介入しております。

オレス・ジャポンの全ての活動はボランティアによって運営されています。連帯基金はほぼ全額寄付で賄われています。

会員になるには :

<https://olesjapon.wordpress.com/soutenir-l-oles-japon/adherer-a-oles-japon>

上記ページから入会をお願いします。



寄付金振込先

銀行名 : 三菱東京UFJ銀行 MUFG (0005)

支店名 : 広尾支店 (047)

口座番号 : 普通 0887933

口座名義 : シヤ)オレスジ ヤホン

SWIFTコード : BOTKJPJT

